官報

昭和九年五月二日
第二千百九十七號　水曜日

法律

枢帝國議會ノ協賛ヲ經タル出版法中改正法律ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

昭和九年五月一日

内閣總理大臣子爵　齋藤　實
内務大臣男爵　山本　達雄

法律第四十七號

出版法中左ノ通改正ス

第十六條中「曲庇シ」ヲ「煽動シ若ハ曲庇シ」ニ、「賞恤スル」ヲ「賞恤シ又ハ刑事裁判中ノ者ヲ陷害スル」ニ改ム

第二十六條中「政體ヲ變壞シ」ヲ「皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆シ、政體ヲ變壞シ又ハ」ニ改ム

第二十七條中「風俗ヲ壞亂スル」ヲ「安寧秩序ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壞亂スル」ニ改ム

第三十六條　本法ハ發賣頒布ノ目的ヲ以テ音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ音ノ寫調セラレタルモノニ之ヲ準用ス但シ著作者トアルハ吹込者トス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

（參照）

明治二十六年四月十四日公布　法律第十五號著作權法抄錄

第十六條　罪犯ヲ曲庇シ又ハ刑事ニ關レタル者若ハ刑事裁判中ノ者ヲ毀謗シ若ハ賞恤スルノ文書ヲ出版スルコトヲ得ス

第二十六條　政體ヲ變壞シ國憲ヲ紊亂セムトスル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者、印刷者ヲ二月以上二年以下ノ輕禁錮ニ處シ二十圓以上二百圓以下ノ罰金ヲ附加ス

第二十七條　風俗ヲ壞亂スル文書圖畫ヲ出版シタルトキハ著作者、發行者ヲ十一日以上六月以下ノ輕禁錮又ハ十圓以上百圓以下ノ罰金ニ處ス

枢帝國議會ノ協賛ヲ經タル著作權法中改正法律ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

昭和九年五月一日

内閣總理大臣子爵　齋藤　實
大藏大臣　高橋　是清
内務大臣男爵　山本　達雄
司法大臣　小山　松吉

法律第四十八號

著作權法中左ノ通改正ス

目次中「第一章　著作者ノ權利」ノ次ニ「第二章　出版權」ヲ加ヘ「第二章」ヲ「第三章」ニ、「第三章」ヲ「第四章」ニ、「第四章」ヲ「第五章」ニ改ム

第二條中「之ヲ」ヲ「共ノ全部又ハ一部ヲ」ニ改ム

第十五條ニ左ノ一項ヲ加フ

著作者ハ現ニ著作權ヲ有スルト否トニ拘ラズ其ノ著作物ノ著作年月日ノ登錄ヲ受クルコトヲ得

第十八條第三項中「及第三十條第一項第二號乃至第六號」ヲ「、第二十七條第一項第二項、第三十條第一項第二號乃至第九號」ニ改ム

第二十二條ノ六　文藝、學術又ハ美術ノ範圍ニ屬スル著作物ノ著作權ハ其ノ著作物ヲ音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ寫調シ及其ノ機器ニ依リ興行スルノ權利ヲ包含ス

第二十二條ノ七　音ヲ機械的ニ複製スルノ用ニ供スル機器ニ他人ノ著作物ヲ適法ニ寫調シタル者ハ著作者ト看做シ其ノ機器ニ付テノミ著作權ヲ有ス

第二十七條ニ左ノ二項ヲ加フ

著作權者ノ居所不明ナル場合其ノ他命令ノ定ムル事由ニ因リ著作權者ト協議スルコト能ハザルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ定ムル相當ノ償金ヲ供託シテ其ノ著作物ヲ發行又ハ興行スルコトヲ得

前項ノ償金ノ額ニ付異議アル者ハ民事裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十八條ノ次ニ左ノ如ク加フ

第二章　出版權

第二十八條ノ二　著作權者ハ其ノ著作物ヲ文書又ハ圖畫トシテ出版スルコトヲ引受クル者ニ對シ出版權ヲ設定スルコトヲ得

第二十八條ノ三　出版權者ハ設定行爲ノ定ムル所ニ依リ出版權ノ目的タル著作物ヲ原作ノ儘印刷術其ノ他ノ機械的又ハ化學的方法ニ依リ文書又ハ圖畫トシテ複製シ之ヲ發賣頒布スルノ權利ヲ專有ス但シ著作權者タル著作者ノ死亡シタルトキ又ハ設定行爲ニ別段ノ定ナキ場合ニ於テ出版權ノ設定アリタル後三年ヲ經過シタルトキハ著作權者ハ著作物ヲ全集其ノ他ノ編輯物ニ輯錄シ又ハ全集其ノ他ノ編輯物ノ一部ヲ分離シテ別途ニ之ヲ出版スルコトヲ妨ゲズ

第二十八條ノ四　出版權ハ設定行爲ニ別段ノ定ナキトキハ其ノ設定アリタルトキヨリ三年間存續ス

第二十八條ノ五　出版權者ハ出版權ノ設定アリタルトキヨリ三月以內ニ著作物ヲ出版スルノ義務ヲ負フ但シ設定行爲ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出版權者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作權者ハ出版權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

本文 2197 号

第二十八條ノ六　出版權者ハ著作物ヲ繼續シテ出版スルノ義務ヲ負フ但シ設定行爲ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

出版權者ガ前項ノ義務ニ違反シタルトキハ著作權者ハ三月以上ノ期間ヲ定メテ其ノ履行ヲ催告シ其ノ期間内ニ履行ナキトキハ出版權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ七　著作者ハ出版權者ガ著作物ノ各版ノ複製ヲ完了スルニ至ル迄其ノ著作物ニ正當ノ範圍内ニ於テ修正增減ヲ加フルコトヲ得

出版權者ガ著作物ヲ再版スル場合ニ於テハ其ノ都度豫メ著作者ニ其ノ旨ヲ通知スルコトヲ要ス

第二十八條ノ八　著作權者ハ其ノ著作物ノ出版ヲ廢絕スル爲何時ニテモ損害ヲ賠償シテ出版權ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條ノ九　出版權ハ著作權者ノ同意ヲ得テ其ノ讓渡又ハ質入ヲ爲スコトヲ得

第二十八條ノ十　出版權ノ得喪、變更及質入ハ其ノ登錄ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十六條ノ規定ハ出版權ノ登錄ニ付之ヲ準用ス

第二十八條ノ十一　出版權ノ侵害ニ付テハ本法中第三十四條及第三十六條ノ二ノ規定ヲ除クノ外爲作ニ關スル規定ヲ準用ス

附　則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム

登錄稅法第十條第四號ノ二ノ次ニ左ノ四號ヲ加フ

四ノ三　滯納處分以外ノ原因ニ因ル第一號及第二號ノ權利ノ處分ノ制限

債權金額　千分ノ四

四ノ四　著作年月日ノ登錄　每一件　金一圓

四ノ五　抹消シタル登錄ノ回復　每一件　金五十錢

四ノ六　假登錄　每一件　金五十錢

同法ニ左ノ一條ヲ加フ

第十條ノ二　出版權ニ關シ登錄ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登錄稅ヲ納ムベシ

一　出版權ノ設定　每一件　金十圓

二　出版權ノ移轉

相續　每一件　金一圓

相續以外ノ原因ニ因ル移轉　每一件　金五圓

三　出版權ヲ目的トスル質權ノ設定

債權金額　千分ノ五・五

四　前號ノ權利ノ移轉

相續　每一件　金五十錢

相續以外ノ原因ニ因ル移轉　每一件　金一圓

五　信託ノ登錄　每一件　金一圓

六　滯納處分以外ノ原因ニ因ル第一號乃至第三號ノ權利ノ處分ノ制限

債權金額　千分ノ四

七　抹消シタル登錄ノ回復　每一件　金五十錢

八　假登錄　每一件　金五十錢

登錄ノ更正、變更又ハ抹消　每一件　金二十錢

（參照）

明治三十二年三月四日公布法律第三十九號著作權法抄錄

第二條　著作權ハ之ヲ護渡スコトヲ得

第十八條　他人ノ著作物ヲ發行又ハ興行スル場合ニ於テハ著作者ノ生存中ハ著作者ガ現ニ其ノ著作權ヲ有スルト否トニ拘ラズ其ノ同意ナクシテ著作者ノ氏名稱號ヲ變更若ハ隱匿シ又ハ其ノ著作物ニ改竄其ノ他ノ變更ヲ加ヘ若ハ其ノ稱號ヲ改ムルコトヲ得ズ

他人ノ著作物ヲ發行又ハ興行スル場合ニ於テハ著作者ノ死後ハ著作權ノ消滅シタル後ト雖モ其ノ著作物ノ改竄其ノ他ノ變更ヲ加ヘテ著作者ノ意思又ハ其ノ稱號ヲ改メ若ハ著作者ノ氏名稱號ヲ變更若ハ隱匿スルコトヲ得ズ

前二項ノ規定ハ第二十條、第二十二條ノ二、第二十二條ノ五第二項及第二十條第一項第一號乃至第六號ノ場合ニ於テモ之ヲ適用ス

第二十條第一項

既ニ發行シタル著作物ヲ左ノ方法ニ依リ複製スルハ偽作ト看做サス

（左記略ス）

第二十二條ノ二　削除

第二十二條ノ三　普ク公衆ニ提供スル機器ニ他人ノ著作物ヲ寫調スル者ハ偽作者ト看做ス

明治二十九年三月二十八日法律第二十七號登錄稅法抄錄

第十條　著作權ノ讓渡ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登錄稅ヲ納ムベシ

（左記略ス）

勅令

朕樞府ノ議ヲ經テ勅令ヲ裁可シ玆ニ之ヲ公布セシム

御名　御璽

昭和九年五月一日

內閣總理大臣　子爵　齋藤　實

內務大臣　男爵　山本　達雄

勅令第百二十三號

廳府縣衞生職員制中左ノ通改正ス

第一條第一項中「衞生主事　專任十人以內」ヲ「衞生主事　專任十三人以內」ニ、「衞生技師　專任四百六人以內」ヲ「衞生技師　專任四百十九人以內」ニ改ム

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

省令

◎內務省令第十號

別格官幣社山內神社ニ列格奉告ノ爲昭和九年五月十日勅使參向奉幣セシメラルルヲ以テ其ノ當日當該神社ニ於テ行フ祭式及祝詞左ノ通定ム

昭和九年五月二日

內務大臣　男爵　山本　達雄

一　祭式

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

次內務省高等官及地方官所定ノ座ニ著ク

服裝大禮服

次宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス此間奏樂

次勸使參進所定ノ座ニ著ク神饌副導

次宮司祝詞ヲ奏ス

次勸使參進所定ノ座ニ著ク神饌副導

是ヨリ先修祓ノ儀アリ

次勸使隨員御幣物ヲ幸櫃ヨリ出シ假ニ案上ニ置ク　案ハ臨メ便宜ノ所ニ設ク

次宮司御幣物ヲ奉ル

次勸使進テ御祭文ヲ奏ス

次宮司進テ御祭文ヲ請ヒ之ヲ神前ニ納メ畢リテ勸使ニ反命ス

次勸使退出神饌副導

次內務省高等官及地方官玉串ヲ奉リテ拜禮

次宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次陪宮以下拜禮

次陪宮以下御幣物ヲ撤ス

次陪宮以下神饌ヲ撤ス此間奏樂

次宮司御扉ヲ閉ヂ畢リテ本座ニ復ス此間奏樂

次各退出

高等官同待遇及之ニ準スヘキ公吏又ハ公職ニアル者神社所在地ノ市長及氏子總代又ハ之ニ準スヘキ者ハ參列スルコトヲ得但シ服裝男子ハ大禮服正裝服制ナキモノハ通常禮服女子ハ通常服又ハ袷袴禮服トス

一　祝詞

掛ケマクモ畏キ山內神社乃大前ニ宮司位勳功爵氏名恐ミ恐ミモ白サク今回天皇命乃大命以テ別格官幣社ニ進ミ給ヒ昇給ヒ敍ヒ是乎以テ今日乃生日乃足日ニ官位勳功爵氏名乎大御使事乃由乎告奉良志米給命乃宇豆乃大幣帛乎奉リ給事依リ大前ニ齋ヒ淸メ申シ畏ミ畏ミモ申サク

天皇命乃大御代乎手長乃大御代ト常磐堅磐ニ斎ヒ奉リ給ヒ親王王等臣連乃大御代乎幸ヒ奉リ給ヒ親王等臣連乃大御代乎天乃下乃國民ニ至ル迄長久平久守給ヒ惠ミ給ヒ恐ミ恐ミモ稱辭竟奉良久白須

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

◎商工省令第十號

綿織物印度輸出證明規則ハ昭和九年五月五日ヨリ之ヲ廢止ス

昭和九年五月二日

商工大臣　松本　烝治

告示

◎內務省告示第二百五十二號

砂防法第二條ニ依リ砂防設備ヲ要スル土地左ノ通指定ス

昭和九年五月二日

內務大臣　男爵　山本　達雄

郡名	町村名	字名	番地
高知縣			
幡多	三崎	大字名	
同	同	斧積	九七七
同	同	ウサギ山	九七八、九七九
同	同	コヤノ元	一二〇二ノ內
同	同	ウサギ山	一一九六ノイノ一ノ內、一一九六ノイノ二ノ內、一一九六ノロノ內、一一九六ノニノ內
同	同	タキ山	一一九七ノ內
同	同	コイエ山	一一九八ノ內
同	同	以上各筆地先三崎川川敷ヲ含ム	三崎川ノ中心ヨリ三十米ノ區域
同	同	三原	廣野
同	同	タキヤマ	四九三、四九四、四九五、四九六ノイ、四九六ノロ、四九七、四九八、四九九、五〇〇、五〇一ノイ、五〇二、五〇三、五〇四、五〇五
同	同	西ヲイ田	四九〇、四九一、四九二ノ一、四九二ノ二
同	同	島山	五〇一ノロ、五〇六、五〇七、八一七ノ七、八一七ノ八、八一七ノ一〇、八一七ノ二〇、八一七ノ二一、八一七ノ二二、八一七ノ二三
同	同	ツイ田	三一五、三一六、三一七、三一八、三一九、三二〇、三二一、三二二、三二三、三二四
同	同	ガンヅクリ	三一一、三一二、三一三、三一四
同	同	宗呂ミネ山	三八、七九七ノ五五、七九七ノ五六

訓令

◎大藏省訓令第七號

國有財產整理資金特別會計歲入徵收官

昭和九年度大藏省所管國有財產整理資金特別會計歲入科目表ニ左ノ通追加ス

昭和九年五月二日

大藏大臣　高橋　是清

△印ハ追加

款	項	目
國有財產整理資金收入		
	△國有財產交換差金	
		△土地交換差金

許可 2197 7 官報 本文

同 同 同 ヲモ田 二四一、二四二、二五二、二五三、二五四、二五五、二五六、二五九
同 同 同 ソリ田 二六〇、二六一、二六二、二六三、二六四、二六五
同 同 同 上ソリ田 二六六、二六七、二六八、二六九、二七〇、二七一、二七二、二七三、二七四、二七五、二七六、二七七、二七八、二七九
同 同 同 立花山 七九五ノ五、七九六ノ一、七九六ノイノ四、七九六ノ一〇、七九六ノ一六、七九六ノ二七、七九六ノ三〇、七九六ノ三一、七九六ノ三二、七九六ノ三九、七九六ノ四〇、七九六ノ四一、七九六ノ四二、七九六ノ四三、七九六ノ四四
同 同 同 サルガ市 二八〇、二八一、二八二、二八三、二八四、二八五
以上各筆地先下ノ加江川上流廣野川河川敷並道路敷ヲ含ム
同 樒山 奥奈路 馬淵 五〇七ノ一、五〇七ノ二、五〇七ノ三、五〇七ノ四、五〇七ノ五、五〇七ノ六、五〇七ノ七、五〇七ノ八、五〇七ノ九、五〇七ノ一〇、五〇七ノ一一、五〇七ノ一二、五〇七ノ一三、五〇七ノ一四、五〇七ノ一五、五〇七ノ一六、五〇七ノ一七、五〇八ノ一、五〇八ノ二、五〇八ノ三、五〇八ノ四、五〇八ノ五、五一二、五一三、五一四、五一五ノ一、五一五ノ二、五一六、九〇一、五〇一ノ八
同 同 同 下沖ノ田 五二五、五二六、五二七、五二八、五二九
同 同 同 上沖ノ田 五三〇、五三一、五三二、五三三、五三四、五三五、五三六、五三七、五三八、五三九、五四〇、五四一、五四二、五四三、五四四、五四五、五四六、五四七、五四八、五四九、五五〇、五五一、五五二、五五三、五五四、五五五
同 同 同 沖屋敷 五七三、五七四、五七五、五七六
同 同 同 水揚 六四四、六四五、六四六、六四七、六四八、六四九、六五〇、六五一、六五二、六五五、六五六、六五七、六五八、六五九、六六〇、六六一、六六二、六六三、六六四、六六五、六六六、六六七、六六八、六六九、六七〇、六七一、六七二、六七三、六七四
同 同 同 古川 七五〇ノ二、七五四、七五五、七五六、七六五、七六八、七六九
同 同 同 上岡屋敷 五五六、五六七
同 同 野地 小川南平 七四七
二六五七イノ六ノ内字馬淵五〇七ノ一七地番ト五〇六地番トノ境界延長線ヨリ上流ノ區間ニシテ京保川右岸川ノ中川ヨリ五十米ノ地域
二六五七イノ七ノ内、二六五七イノ四四ノ内、二六五七イノ五三ノ内
同 同 同 キワダロ 九二九ノ内
同 同 奥奈路 古川 七五〇ノ一ノ内、七五一ノ一ノ内、七六四ノ内、七六六ノ内、七六七ノ内
同 同 同 上岡屋敷 九〇六ノ内、九〇七ノ内、九〇八ノ内、九〇九ノ内、九一〇ノ内
（松田川支流京保川ノ中心ヨリ四十米ノ地域）
以上各筆地先松田川支流京保川河川敷並堤塘敷ヲ含ム

同 三崎 三崎 三宗附 二四三五、二四三六、二四四七、二四四八二四四九合、二四五〇、二四五二、二四五三ノ二、二四五四
同 同 同 神母ノ平 四八三四
四八三四ノイノ内三崎川支西ノ川ノ中心ヨリ二十米ノ地域
同 同 同 五反切 二三五〇
同 同 同 山角ノクボ 二三七五、二三七六二三七七合、二三七七ノ二、二三七七ノ三、二三七八二三七九合、二三八〇、二三八一ノ一、二三八一ノ二、二三八二ノ一、二三八二ノ二、二三八二ノ三、二三八三、二三八四、二三八五、二三八六、二三八七、二三九六、二三九七
以上各筆地先三崎川支西ノ川河川敷及國有地ヲ含ム
同 小筑紫 石原 二ノ又 一三一五ノ一、一三一五ノ四、一三一五ノ五、一三一六、一三一七
同 同 同 藤井ノ向 一三〇〇、一三〇一、一三〇二、一三〇三、一三〇四、一三〇五、一三〇六、一三〇七
一九二三ノ一ノ内、一九二三ノ二ノ内、一九二三ノ三ノ内、一九二三ノ四ノ内、一九二三ノ五ノ内
同 同 同 コマタ谷 一三二三ノ内、一九二四ノ一ノ内、一九二四ノ六ノ内、一九二四ノ七ノ内、一九二五ノ一ノ内、一九二五ノ三ノ内
（福良川支葛籠川ノ中心ヨリ五十米ノ地域）
同 同 同 藤井ケダバ 一二九八ノ内
同 同 同 シワスカ谷 一九二二ノ一ノ内
同 同 同 コマタ谷 一九二四ノ三、一九二五ノ二、一三二三
同 同 同 藤井ケダバ 一二九六、一二九九
以上各筆地先福良川支流葛籠川河川敷ヲ含ム
同 同 同 熊ノハエ 八一三、八一四、一八六二ノ二
一八六一ノ一ノ内、一八六二ノ一ノ内、一八六二ノ三ノ内
同 同 同 長瀬平山 一八六三ノ内、一八六四ノ内、一八六五ノ一ノ内、一八六五ノ四ノ内、一八六五ノロノ内、一八六五ノハノ内、一八六六ノ内
同 同 同 黒岩 八一五
同 同 同 ナコウ 一八六〇ノ一ノ内、一八六〇ノ三ノ内、一八六七ノ一ノ内
（福良川ノ中心ヨリ五十米ノ地域）
八一〇ノ一、八一〇ノ二、八一二、一八六〇ノ四、一八六〇ノ八、一八六〇ノ九、一八六〇ノ一〇、一八六〇ノ一一、一八六〇ノ一二、一八六〇ノ一三、一八六〇ノ一四、一八六〇ノ一五、一八六〇ノ一六、一八六〇ノ一七、一八六〇ノ一八
同 同 同 コマタ谷 一三二五

同 同 同 市ノ又 一三一一ノ二、一三一二ノ二、一三一三ノ一、一三一四
同 同 同 黒岩 八一五、一八六一ノ七、一八六七ノ四、一八六七ノ五、一八六七ノ六
以上各筆地先福良川河川敷ヲ含ム
同 平田 黒川 川ヲク 三三七六、三三七七、三三七八、三三七九
同 同 同 ハトガ峠 四三〇二ノイ、四三五八
五三〇二ノロノ内、五三〇六ノ内、五三〇七ノ内
同 同 同 貝ヶ森山 四九六七ノ内
同 同 同 イヅガ谷山 五二六三ノ二ノ内、五二六九ノ一ノ内
同 同 同 竹平 五二七〇ノ三ノ内、五二七一ノロノ内、五二九八ノ二ノ内、五二九九ノ二ノ内、五三〇一ノ内
五二七〇ノ二、五二七一ノ三、五二九八ノ三、五二九九ノ三、五三〇一ノ二
同 同 同 イヅガ谷山 五二六三ノ一、五二六四ノ一、五二六七ノ一、五二六八ノ一
（中筋川上流平田川ノ中心ヨリ五十米ノ地域）
以上各筆地先中筋川上流平田川河川敷ヲ含ム
同 下川口 有永 槇谷口 二八四
一〇八四ノ内
同 同 同 成川山 一〇七四ノ内
同 同 同 スダガ峠 一〇八八ノ内
同 同 同 槇谷 二八五ノ内、二八七ノ内、一〇八六ノ内
同 同 同 トヤノモリ 一一七七ノ一九ノ内
（宗呂川上流有永川ノ中心ヨリ五十米ノ地域）
同 同 同 黒瀬口 二九〇ノ内
同 同 同 槇谷 二八八
同 同 同 黒瀬口 二八九
以上各筆地先宗呂川上流有永川河川敷ヲ含ム
同 同 同 扇山 一八、一九、二〇、二一
一〇三五ノ内一〇三四ノイ地番ト一〇三四ノロ地番トノ境界延長線ヨリ上流區間ニシテ有永川右岸河ノ中心ヨリ五十米ノ地域
同 同 同 ホソゴエ 二七ノ内、二八ノ内
同 同 同 上松尾 一〇三四ノイノ内
同 同 同 ホソクボ 一〇三七ノ一ノ内、一〇三七ノ二ノ内、一〇三七ノ三ノ内、一〇三七ノ四ノ内、一〇三七ノ六ノ内
（宗呂川上流有永川ノ中心ヨリ五十米ノ地域）
二五、二六
以上各筆地先宗呂川上流有永川河川敷ヲ含ム
安藝 佐喜濱 永佐古 二三五〇ノイ
二三五一ノ内
同 同 古田 五一六五ノ一ノ内、五一六六ノ内、五一六八ノ内、五一六九ノ内
同 同 弘尾谷 五一四九ノ内、五一五〇ノ内、五一五一ノ内
（佐喜濱川支流唐ノ谷川ノ中心ヨリ五十米ノ地域）

同 同 同 永佐古ノ上 二三四九ノ三、二三五〇ノロ
五一八三ノロノ内、五一八三ノ三ノ内、五一八三ノ四ノ内、五一八三ノ五ノ内、五一八三ノ八ノ内、五一八三ノ九ノ内、五一八三ノ一〇ノ内、五一八四ノ内、五一八六ノ一ノ内
（水路敷ヨリ下方區域全部）
同 同 新臺 二三一四、二三一七ノハ
同 同 古田 二三一三ノ一
以上各筆地先佐喜濱川支流唐ノ谷川河川敷ヲ含ム
同 野根 押野 マキ山 五五〇、五五一ノ一、五五一ノ二、五五一ノ三
同 同 同 天神前 五四八ノ一、五四八ノ二、五四九ノ一、五四九ノロ
同 同 同 ドウギリ 五〇七、五〇八ノイ、五〇八ノロ、一〇五五ノロ、一〇五五ノハ
同 同 同 サンジベ山 九六一、九六二
同 同 同 ドウギリ 一〇五五ノ六ノ内
同 同 同 タカサデ 一〇〇九ノ四ノ内
同 同 同 ヲウサデ 九六三ノ内、一〇一四ノ内、一〇一五ノ内
（水路敷ヨリ下方區域全部）
同 同 同 ツユガ谷 四九三、四九三ノイ、四九三ノロ、一〇二〇ノイ、一〇二九ノ一、一〇二九ノ二、一〇三一、一〇三二、一〇三三、一〇三四
同 同 同 ヲウサデ 一〇二〇ノロノ内、一〇二〇ノハノ内、一〇二〇ノニノ内
（野根川支流押野川ノ中心ヨリ五十米ノ地域）
以上各筆地先押野川河川敷及道路敷ヲ含ム
高岡 尾川 古畑 二本國 三七六ノ三、三七六ノ四、三七七ノ四、三七七ノ五、三七八、一八二一、一八二二、一八二三、一八二四、一八二五、一八二六、一八二七、一八二八、一八二九、一八三〇、一八三一、一八三二ノ一、一八四二、一八四三、一八四四、一八四五、一八四六、一八四七、一八四八、一八四九、一八五〇、一八五一ノ一、一八五一ノ二、一八五二ノ一、一八五二ノ二
三七九ノロノ内道路敷堺ヨリ下方ノ區域全部
同 同 同 十郎 三七九ノハノ内、一九〇七ノ内
同 同 同 タカノス 四〇六ノ六ノ内、一九〇五ノ内、一九〇二、一九〇三、一九〇四、四〇六二
（柳瀬川ノ中心ヨリ五十米ノ地域）
以上各筆地先柳瀬川河川敷ヲ含ム

◎大藏省告示第百二十一號

一米穀證券(第二十六回)額面六千二百萬圓
但シ米穀需給調節特別會計法第四條ノ二ニ依ル分
割引歩合 日歩七厘四分ノ一
支拂期日 昭和九年十一月二十六日
右昭和九年五月一日之ヲ發行セリ

昭和九年五月二日
大藏大臣 高橋是清

第2197号 本文

◎文部省告示第百八十二號

京都府京都市右京區ニ設置セル花園中學校ヲ昭和十三年三月限廢止ノ件昭和九年三月三十一日認可セリ

昭和九年五月二日

文部大臣　子爵　齋藤　實

◎文部省告示第百八十三號

開島局子街内地人居留民會ノ設置セル局子街日本尋常小學校ヲ局子街尋常高等小學校ト改稱ノ件昭和九年五月一日認可セリ

昭和九年五月二日

文部大臣　子爵　齋藤　實

外務大臣　廣田　弘毅

◎文部省告示第百八十四號

敎化居留民會ノ設置セル敎化尋常小學校ヲ恩給法施行令第八條ニ依リ在外指定學校トシテ昭和九年五月一日認可セリ

昭和九年五月二日

文部大臣　子爵　齋藤　實

外務大臣　廣田　弘毅

◎農林省告示第百四十九號

森林法ニ依リ左記ノ保安林ヲ解除ス

昭和九年五月二日

農林大臣　後藤　文夫

字　地番　面　積

福島縣南會津郡大川村大字內川

上ノ山　セミハノイ　町段歩　歩　一九四〇七月

◎農林省告示第百五十號

昭和九年四月七日左記ノ通條件又ハ制限ヲ附シ專用漁業權存續期間更新ヲ免許セリ

昭和九年五月二日

農林大臣　後藤　文夫

免許番號　第四三六〇號（地先）

漁業權者　福井縣坂井郡濱四郷村　米納津漁業組合

存續期間　自昭和九年四月九日　至昭和二十八年六月三十日

條件又ハ制限　追テ實地調査ノ上制限シ又ハ附スルコトアルベシ

◎農林省告示第百五十一號

昭和九年四月十日左記專用漁業權ノ存續期間更新ヲ免許セリ

昭和九年五月二日

農林大臣　後藤　文夫

免許番號　第四三六一號（地先）

漁業權者　鹿兒島縣肝屬郡花岡村　花岡村漁業組合

存續期間　自昭和九年四月十四日　至昭和二十八年六月三十日

免許番號　第四三六二號（地先）

漁業權者　鹿兒島縣肝屬郡大根占村　大根占村漁業組合

存續期間　自昭和九年四月十六日　至昭和二十八年六月三十日

◎農林省告示第百五十二號

昭和九年四月十日左記ノ通條件又ハ制限ヲ附シ專用漁業權存續期間更新ヲ免許セリ

昭和九年五月二日

農林大臣　後藤　文夫

免許番號　第四三六三號（地先）

漁業權者　鹿兒島縣薩摩郡下甑村　手打漁業組合

存續期間　自昭和九年四月十六日　至昭和二十八年六月三十日

條件又ハ制限　追テ實地調査ノ上制限シ又ハ條件ヲ附スルコトアルベシ

◎農林省告示第百五十三號

昭和九年四月十四日左記專用漁業ヲ免許セリ

昭和九年五月二日

農林大臣　後藤　文夫

免許番號　第五三六九號（地先）

漁業權者　愛知縣南設樂郡長篠村　大浦漁業組合

漁場ノ位置　愛知縣南設樂郡長篠村北設樂郡三輪村振草村及八名郡七郷村地先（三輪川本流、大島川、東川及宇連川）

存續期間　自昭和九年四月十四日　至昭和二十九年一月三十一日

◎商工省告示第二十二號

輸出組合法施行規則第十九條ニ依リ左ノ通定ム

昭和九年五月二日

商工大臣　松本　烝治

日本綿織物對印輸出組合ノ地區內ニ於テ印度ニ綿織物（長サ四碼ヲ超エザルモノヲ除ク）ノ直輸出ヲ爲スヲ業トスル者ニシテ其ノ組合ニ加入セザルモノハ昭和九年五月五日ヨリ該組合ノ定ムル輸出取締及輸出數量ニ關スル制限ニ從フベシ

◎逓信省告示第千三十號

官廳用無線電信無線電話規則第一條ニ依リ左記官廳用無線電信無線電話施設ヲ承認セリ

昭和九年五月二日

逓信大臣　南　弘

一、施設者名　警視總監

二、施設ノ目的　官廳用無線電信無線電話規則第一條第七號ニ依リ警察事務ニ關スル通信ニ使用

三、機器裝置場所　第一裝置　東京市麴町區外櫻田町警視廳構內

第二裝置乃至第六裝置　警視廳自動車（東京市麴町區外櫻田町警視廳構內常置）

四、呼出符號　第一裝置　JHT

第二裝置　JHT2

第三裝置　JHT3

第四裝置　JHT4

第五裝置　JHT5

第六裝置　JHT6

五、空中線電力　第一裝置　無線電信　二五〇「ワット」以下

無線電話　一二五「ワット」以下

第二裝置及第三裝置　無線電話　五〇「ワット」以下

無線電話　二五「ワット」以下

第四裝置及第五裝置　無線電信　一五「ワット」以下

無線電話　七五「ワット」以下

第六裝置　無線電信　七「ワット」以下

無線電話　三「ワット」以下

六、使用電波ノ型式及周波數　第一裝置　A1及A3　一九〇〇kc

第二裝置乃至第六裝置　A1及A3　三四七五kc

七、通信執務時間　不定

◎逓信省告示第千三十一號

昭和四年四月逓信省告示第千三百八號東京無線電信局ニ於テ午前九時ヨリ放送スル無線時事通信社發信和文放送無線電報ノ受信人中左ノ通變更セリ

昭和九年五月二日

逓信大臣　南　弘

昭和九年四月十八日ヨリ左記ヲ加フ

文部省所屬船舶「日本丸」「海王丸」

◎逓信省告示第千三十二號

昭和九年四月二十四日限リ左記電信取扱所ヲ閉鎖スル但シ當該所ニ於テ取扱ヒタル事務ハ下記電信局之ヲ承繼ス

昭和九年五月二日

逓信大臣　南　弘

名稱　位置　承繼局

羽後丸無線電話　北日本汽船株式會社所屬汽船羽後丸　神戸中央電信局

◎逓信省告示第千三十三號

昭和九年四月二十五日ヨリ大正十四年九月逓信省告示第千三百五十號無線局及託送發受所名等中「遞天丸託送」ノ項ノ次ニ左ノ通追加ス

昭和九年五月二日

逓信大臣　南　弘

發受所名　呼出符號　對手電信局　發受電報ノ種別

羽後丸託送（北日本汽船株式會社羽後丸）　JDED　各海岸局及各船舶局　和文電報

◎逓信省告示第千三十四號

昭和九年五月六日ヨリ左記三等郵便局ヲ設置ス但シ郵便物集配事務ヲ取扱ハス

昭和九年五月二日

逓信大臣　南　弘

名稱　位置

靴谷驛前郵便局　東京市蒲田區靴谷町一丁目（蒲田局集配區內）

◎逓信省告示第千三十五號

昭和九年五月六日ヨリ左記郵便取扱所ヲ設置ス

昭和九年五月二日

逓信大臣　南　弘

名稱　位置

三和郵便取扱所　岐阜縣加茂郡三和村川邊局集配區內）

正誤

昨一日陸達第十七號九行「略ス」ハ「（略ス）」ノ誤

陸軍省副官

去月十九日農林省告示第百三十七號中四九一頁三段十六行「丙　四〇七」ハ「丙　七〇四」ノ誤

農林書記官

同十四日島根縣告示保綱第一號中三六五頁四段四行「同　二五二九ノ內」ハ「同　二五二九ノ內　三〇〇〇」ノ誤植又同日　同告示保綱第一號中三六六頁二段十五行「四二〇ノ內」ノ二ノ字ハ印刷不鮮明ノ分モアルヘシ

敍任及辭令

◎昭和九年四月十六日

岡田　節郎　永田　正　藤崎　鎭江　內畑治一郎　服部　利信　堀　冨男　山下　賢介　蒔田　市介　片平　一　中坪幸三郎　片岡　茂　嶋田　栄一　西川藤次郎　赤田　兼藏　佐伯　英雄　劍持　正命　袖山　左京　內藤　四郎　三浦　光雄　佐野　茂越　船越　茂　木方、一男　重田　一清　星野　陛義　佐藤　茂　今田　保藏　宮　仁一郎　福澤　一雄　伊坂　力　福田　光義　松本　吉綱　松岡源之助　小原　忠夫　原澤好次郎　石濱　義方　葛木　良三　天野　丈夫　安藤　五男　古賀　貫　渡　高橋　和夫　折田　一利　野澤　武房　武井　文男　石倉惣代若　松島　一郎　林　馨　笹　清　堺　三郎　土淵　徹　多田　傳一　木暮　清　武井　茂　萩野　稔之　栗原　芳一　早川　和美　松井　米清　高橋　丹作　高橋玄八郎　星野　正直　中川　貞藏　大塚　嚴雄　橋本　靖　加藤　克雄　山田　忠作　川久保義男　中塚　薫　五木田四郎　宮本　邦男　三宅　勳　成谷　巖　宮內庄兵衞　杉本　壽　五十嵐恒雄　保野　勇三　鈴木　菜　青木一二三　玉置　仁　本田　周一　味噌井武雄　川口　久彥　河原　武　眞木文三郎　新田　孝　岡本芳之助　三津家未雄　大竹　孝男　林　四郎　平田　正雄　髙木　遼雄　掛巢　貞雄　小島　一　岩崎　勇　濱田　正英　佐々木忠郎　綱島　鐵雄　清水　浩　藤井　利雄　園田　寛　小林　賴男　成田　忠夫　桶本　秀夫　上田源之介　齋藤　潔　齋藤　實　廣川喜代彌　槙本　清

官報 2197 号

潮海　一郎
五藤　武雄
白坂　幸三
重久　豊
小野寺國夫
友谷　始朗
北河　英雄
鶴田　武一
横山　孝男
中村　虎夫
井上昇三郎
坂本　英雄
根田　隆明
金子　博彰
宮崎　敬
高林　友幸
土居　保一
鈴木　周一
吉田　衆黨
間宮初次郎
林　孟
成田　英穗
山中　英二
皆川　剛六
渡邊　治
沖　茂三
佐久間幸夫
長谷小太郎
森田　貞松
森井　清
久保田　勁
山崎　傳
内田猪之助
林　美富
多賀　昌一
山田　重義
坂元　祐也
船津　雅由
岩下　動
大久保勝之

野田　末男
安藤　孝一
增田　進
笹谷　正
三木　信男
渡邊　靜二
熱田　勇
河合　輝男
牧野　巖
山崎萬壽雄
藤井　武兒
檜垣　行視
西山　四郎
佐々木周吾
岩田　久二
山口　重之
萩原　勝士
大倉　精一
渡邊　敏雄
三宅　京二
中村　善助
菱澤　久衛
西堀　啓策
三谷　治雄
太田　孝
宮島　重康
澁谷　行治
土居　省吾
寺門　正壽
鈴木　正
政安　敏也
佐原　靜
熊澤　昌司
村上　卓
米持　一郎
堀江彌壽夫
森田　富滅
宇都　毓二
近森　正
戸井　義男

（各通）

近藤　賢一
曾根　陸夫
田代　博信
登丸　武雄
上野　克巳
關　松夫
山崎　文雄
山崎　家一
福岡　年光
新妻　正男
三村善壽郎
佐藤　八郎
永山　義衛
時田　英三
皆川昴太郎
若林　輝
久我　儼雄
上田眞治郎
竹村　舜八
原　秀雄
都崎　仁
山田　義雄
島野　三郎
山本　貞山
篠田　武夫
乘名　利一
海老澤健男
川原　善衛
冨永　武雄
中江　禮一
久保　明
小出　英雄
齊間　武男
後藤　勇
鈴木　寶一
武田　吉三
小瀬村由永
田中　繁
樋下田英治
後藤傳之助

小野村武夫
入交　榮
深浦　知孝
前田　治一
大石　義光
秩父　修吾
小林　勝治
景山　四郎
竹田　幸雄
內川　留治
黑岩　武
金子　周平
齋藤　文琇
田邊　光彥
善積　重雄
前田　逸平
山內　貢
椿谷與市郎
山內　幹夫
佐竹　信興
瀧山　巖
石井　明
吉野　義次
西川　津
谷津　敏雄
茂木　幹
井上　賢三
兼松　駿司
德永　清
伊冨　成雄
松波　秀夫
磯野　俊憲
海老原純孝
丸尾　一夫
井上　昌道
芳賀　堅治
佐々木正已
石丸　溫
原　卓郎

地木　藤夫
岡村　勇
角　信男
伊藤　勝三
堀　武
池田信二郎
長野　祐保
中山　勝喜
菅谷　勝幸
植田　章
有賀　誠一
冨田　一三
後藤　節郎
中野猪佐雄
加藤　茂
大久保秀夫
鈴木喜兵衛
高梨　春雄
天貝紋次郎
平久保忠雄
松浪　秋義
上坂　傳壽
山田善治郎
補本　和夫
村上　哲夫
丸山　繁雄
伊庭　昌訓
宮本　潔吉
吉澤　勝
海澤　一郎
江頭　一
金丸安太郎
武捨　忠輔
大城　親一
洲崎　五彥
坂部　武郎
大垣　長太
高寺　末信
清山　茂
大垣　好一

西川　源嗣
水野　信
五十嵐六平
家木　忠
高井多一郎
星野　伸
馬場　一巳
關　孝治
高屋　秀雄
荻野　光忠
酒井　嘉一
大橋末次郎
鍋島　尙三
石澤　次夫
八尋　龍彌
小川　常雄
東田　正信
增淵　梅夫
有馬　純義
鳥崎　一郎
鵜飼　實
笹部　實
內田清一郎
柏谷　信治
佐藤　武雄
黑川　英一
橋本四三郎
鈴村　清治
杉本　安雄
加藤　豐治
武田　孝
平井　義文
野見山喜十郎
內田　福治
平田　千引
津兼　公美
藤咲　子牙
河北　貢
山本　勁成
日置　巳一

戸澤万之助
西村勝治郎
小宮山麟一
眞崎　俊夫
西山　太平
丹羽善之助
前田治太郎
小宮路　茂
久野　明廣
吉村　好一
井村　道生
吉川　英雄
森田　幸登
北見　進
藤　敏老
竹中亀次郎
木谷和三郎
九鬼　實
堀田　貫次
亀井　秀次
中山　豊
太幕　清平
金谷　誠
住江　智隆
宮川　恒雄
大槻　孝治
服部　次郎
內山　尙治
岩越　國雄
楠原　博志
小野虎千代
山路　實造
內田　正文
北川太茂津
坂本　武夫
大島　太郎
長谷川敏雄
西口　儀一
下村　實
坂口　秀一

廣森小三次
兼子　治雄
染谷　健郎
有川　董勳
河部　太郎
河部　千葉
照源　智順
金　山脇準一郎
長谷川炳太郎
奥村　晴一
川嶋　廣藏
吉田　弘繁
坂田　義一
林　武雄
尾形千代松

敘正八位
◉昭和九年四月二十四日
陸軍一等軍醫正七位　渡部美三雄
任陸軍三等軍醫正　渡部美三雄

敘從六位
◉昭和九年四月二十五日
正五位勳四等　大原　昇

敘從四位
◉昭和九年四月三十日
服部　眞臣
任陸軍步兵少尉
服部　眞臣

敘正八位
◉昭和九年五月一日
東京帝國大學教授從五位　田村　憲造
京都帝國大學教授從五位勳六等　榎本　中衛
東北帝國大學教授從五位　和田佐一郎
渡邊萬次郎
前川道治郎
各通　同
同
北海道帝國大學教授從五位　中川　諭
廣島文理科大學教授從五位　渡邊　鼎
陞敘高等官二等

2197
官報

海軍少將從四位勳三等　倉賀野　明
任宮內事務官
敍高等官三等
陸軍技手　竹內　嘉助
任陸軍技師
敍高等官七等

奧居俊一郎
宇高　正朝
延原　正
山中　浩
河村　清三
伊藤信治郎
白川　信海
井戶川忠則
長谷　數夫
竹下　義政
山口　卓硯
吉田　俊文
吹上　清光
（各通）
平山　二郎
小宮　晃
島村　和猪
前田　重雄
香川　主計
安岡　五郎
吉田　清
山本　照明
立川　畛
石川　敏朗
丸谷　利雄
石川　貞雄
山岡　利政
幡生　昭夫
海老澤義邦
手島　功一
藤井　忠一
藤岡　三郎
古川　利市
鈴木　雅孝
任海軍豫備少尉

倉田　三郎
二間瀨虎雄
陳　綿椿
三好　豊
清見　三郎
宮崎　義夫
藤本　壽一
碇　俊逸
後藤　太郎
多々良信介
小林　越夫
高松　健三
堤　重二
吉田　義男
柳田　俊雄
內山　諫已
中田幸一郎
小山　輝夫
佐野三之助
中嶋清之助
恩塚　勇
山田　平
（各通）
相原　逸二
友松　隆秋
野田　大
大代　二一
田坂　春二
高柳　保次
平島　太藏
溝口　宣彥
原　順
中村　次勇
藤波　進
岡崎　龍猛
金丸　辰雄
都留　連
佐久間　清
河武　博一
鈴木　四郎
杉浦　泉

國重　庸雄
北畠　陸夫
本間　昂
古屋　正臣
小牧　達雄
池上　峻
進　末吉
井出　榮
東間　重誠
吉岡　丈夫
任海軍豫備機關少尉
朝鮮總督府稅關長從五位　景山　宜景
任朝鮮總督府事務官
敍高等官三等
朝鮮總督府鐵道局書記　村田　義次
任朝鮮總督府鐵道局副參事
敍高等官七等
朝鮮總督府府尹正六位　中原　史郎
任朝鮮總督府專賣局事務官
敍高等官四等
從六位　森　長文
（各通）
陸軍三等主計從六位　山地　靖之
任朝鮮總督府專賣局事務官
敍高等官五等
朝鮮總督府道事務官正五位勳六等　美座　流石
正五位勳六等　甘蔗　義邦
朝鮮總督府稅關長從五位勳六等　芳賀　文三
朝鮮總督府事務官從五位勳六等　藤本　修三
（各通）
朝鮮總督府府尹從五位　多賀　秀敏
任朝鮮總督府稅務監督局長
敍高等官三等
正六位　李　昌根
任朝鮮總督府稅務監督局事務官
敍高等官四等
從六位　美根　五郎
陸軍步兵少尉從六位　國分　重慶
從六位　楢原　弘
同　小田　正義
同　齋藤　岩藏
（各通）

同　渡部　肆郎
同　山村　正輔
任朝鮮總督府稅務監督局事務官
敍高等官五等
從六位勳六等　中村　清一
任朝鮮總督府司稅官
敍高等官五等
正七位　安田　慶淳
同　淺間　健
（各通）
朝鮮總督府道理事官正七位　高久　榮
任朝鮮總督府司稅官
敍高等官六等
從七位勳六等　岡部甲子雄
從七位勳七等　近藤　保利
（各通）
朝鮮總督府道理事官陸軍步兵少尉從七位　江籠　義盛
從七位　大西　勵治
任朝鮮總督府司稅官
敍高等官七等
正六位　瀨戶　道一
（各通）
朝鮮總督府專賣局事務官正六位　吉岡　三浦
任朝鮮總督府稅關長
敍高等官四等
朝鮮總督府府尹正五位勳四等　大島　良士
任朝鮮總督府道事務官
敍高等官三等
朝鮮總督府專賣局事務官正六位勳六等　山下　眞一
任朝鮮總督府道事務官
敍高等官四等
朝鮮總督府道事務官從五位勳六等　土屋　傳作
任朝鮮總督府府尹
敍高等官三等
朝鮮總督府專賣局事務官正六位勳六等　門脇　默一
任朝鮮總督府府尹
敍高等官四等
從六位　朝倉　昇
任朝鮮總督府府尹
敍高等官五等

（各通）
石川縣立金澤第一中學校教諭　瀨戶宗右衛門
同　鍋木　勢岐
同　吉野勝太郎
任公立中學校教諭
高等官七等ヲ以テ待遇セラル
公立中學校教諭　四宮　勇
公立中學校舍監ニ兼任ス
大阪府池田師範學校教諭　池永　浩
公立高等女學校教諭ニ任ス
高等官七等ヲ以テ待遇セラル
奈良縣立盲啞學校教諭兼奈良縣立盲啞學校訓導　小林卯三郎
公立盲學校教諭ニ任ス
高等官八等ヲ以テ待遇セラル

東北帝國大學教授　高橋　純一
北海道帝國大學教授　香宗我部壽
同　山崎　春雄
大阪帝國大學教授　谷出　二郎
同　河合　定二
同　齋藤　賢道
神戶商業大學教授　原口　亮平
同　瀧谷　善一
神戶商業大學教授兼京都帝國大學教授　齋藤常三郎
神戶商業大學教授　丸谷　喜市
（各通）
東京文理科大學教授　國枝　元治
同　和田猪三郎
同　乙村　岩造
同　石川林四郎
同　掛谷　宗一
同　中山久四郎
同　友枝　高彥
同　小野澄之助
第七高等學校造士館長　堀　重里
松本高等學校長　西川　順之
陞敍高等官一等
朝鮮總督府道事務官　大島　良士
勅任官ヲ以テ待遇セラル
內閣印刷局技師　松本　純三
兵庫縣下ヘ出張ヲ命ス
外務省警視　高山　勝司
陞敍高等官四等

同　長山　猪重
陞敍高等官五等
文部技師兼東京帝國大學技師　奧田　芳男
東北帝國大學助教授　枝本　勇雄
九州帝國大學助教授　大倉　玄一
新潟醫科大學教授　有山　登
東京文理科大學助教授兼東京高等師範學校教授　福原鱗太郎
廣島文理科大學教授　加藤　常賢
小樽高等商業學校教授　大野　純一
（各通）
同　南　亮三郎
同　室谷賢治郎
高岡高等商業學校教授　渡邊　義治
佐賀高等學校教授　高橋　碧
大阪高等學校教授　杉浦寅之助
靜岡高等學校教授　神部　嘉之
師範學校長　田澤　次郎
陞敍高等官三等
文部省社會教育官　岩松　五良
東京帝國大學助教授　小倉　謙
東北帝國大學助教授　菊池　三郎
同　阿部　末吉
同　黑川　利雄
同　宇田新太郎
同　的場　幸雄
同　小川　芳樹
同　永井　健三
九州帝國大學助教授　中山竹二郎
北海道帝國大學助教授　篠原　卯吉
大阪帝國大學助教授　品川　秀雄
岡山醫科大學助教授　濱崎　幸雄
（各通）
盛岡高等農林學校教授　岩田　久敬
同　坂上　道
福島高等商業學校教授　榊原　巖
高岡高等商業學校教授　川連　淳一
同　細野日出男
第五高等學校教授　樋口　兼雄
第八高等學校教授　藤本　直秀
水戶高等學校教授　吉野　惺
靜岡高等學校教授　福原　龍藏
廣島高等學校教授　渡邊　清彥
廣島高等工業學校教授　塘林　宏介
東京高等商船學校教授　石田千代治
同　関川　武

神戶高等商船學校教授　田中　岩吉
陞敍高等官四等
北海道帝國大學附屬水產專門部教授兼北海道帝國大學學生主事　時田　郇
廣島高等師範學校教授　堀川　芳雄
第二高等學校教授　伊田　友作
松江高等學校教授　太田　俊行
弘前高等學校教授兼弘前高等學校生徒主事　高橋　幸太
（各通）
京都高等工藝學校教授　平岡　尙
同　青　武雄
陞敍高等官五等
東京帝國大學助教授　阪本　捷房
京都帝國大學助教授　安藤　弘平
東北帝國大學助教授　宮津　純
同　松山　德藏
同　棚澤　泰
九州帝國大學助教授　貫　文三郎
北海道帝國大學助教授　岡本　剛
同　大石　三郎
同　市川　純彥
同　福原滿洲雄
東京高等師範學校教授　石山　脩平
（各通）
同　武谷　琢美
東京高等師範學校教諭　木代　修一
同　田中　良運
同　長谷川敏正
同　三苫　正雄
同　井上　武士
廣島高等師範學校教諭　永原　敏夫
名古屋高等工業學校教授　小川　義朗
濱松高等工業學校教授　高橋　佑二
秋田鑛山專門學校教授　堀川　秀一
神戶高等商船學校教授　田村幸之助
東京美術學校教授　海野　清
陞敍高等官六等
朝鮮總督府道事務官　甘蔗　義邦
同　朝倉　昇
同　森　長文
同　山地　靖之
同　瀨戶　道一
同　李　昌根
同　美根　五郎
同　國分　重慶

（各通）
同　楢原　弘
同　小田　正義
同　齋藤　岩藏
同　渡部　肆郎
同　山村　正輔
朝鮮總督府道理事官　安田　慶淳
同　淺間　健
同　岡部甲子雄
同　近藤　保利
朝鮮總督府府理事官　中村　清一
同　大西　勵治
文官分限令第三條第一項第三號ニ依リ本官ヲ免ス
（各通）
公立大學豫科教授　益田　道三
公立高等女學校長　中村　正元
同　吉田　庫造
同　伊藤　清一
公立實業學校長　金井　浩
同　早乙女　毅
同　加藤　元助
陞シテ高等官三等ヲ以テ待遇セラル
公立大學助教授兼公立實業專門學校教授兼公立大學學生主事　尾形　繁之
公立專門學校教授　風卷景次郎
同　玉置　衛平
公立高等學校教授　西崎　一郎
同　福家　惣衛
公立中學校長　佐久田昌教
同　吉田　彌三
同　片山　久
公立高等女學校長　有田　好縄
（各通）
公立實業學校長　麻生與兵衛
同　山崎　邦次
同　金子源三郎
同　藤澤　十郎
同　田中　良一
同　夏目　壽一
同　永井　德
公立圖書館長　橋本耕之介
測候技師　圓岡平太郎
陞シテ高等官四等ヲ以テ待遇セラル
公立專門學校教授　米原　房惠
同　櫻井　武平
同　雉本　時哉

第2197号本文

師範學校教諭　堀　勝
同　鈴木善一郎
公立中學校教諭　宮本　行二
同　古石辰五郎
同　常見　育男
同　若林　賴襲
同　富岡　良夫
同　荷見　守文
同　戸島　俊三
同　土屋　正令
同　奈良輪隆吉
同　南部　泰
同　片柳　嘉平
同　寺本　清一
同　時野　雄雄
同　中村　善士
同　廣瀨　一雄
同　平良文太郎
公立高等女學校長　太田誠一郎
同　柚木　勝久
同　曾根　七郎
公立高等女學校教諭　栗原初太郎
同　大根田唯七郎
同　高橋　直樹
同　益川　秀一
同　瀨戸　政一
同　中邑　卓助
同　住友　悌夫
公立實業學校長　勝連　盛英
公立實業學校長兼公立實業學校教諭　内藤万壽夫
公立實業學校教諭　金澤　昇
公立實業學校教諭　石橋孝之輔
同　福田　米治
同　常助
同　村上　貢
同　德岡利一郎
同　佐藤勝太郎
同　鈴木　信吉
同　山本　嘉市
同　大原　三藏
同　光崎　謹
同　芝原　甫
同　塩田　孝
同　齋藤民次郎

（各通）

實業補習學校教員養成所教諭　渡邊　勇
同　木下　精
同　藤野　隆助
同　橫地　徹三
實業補習學校教諭　水川　清一
陞シテ高等官五等ヲ以テ待遇セラル
公立專門學校教授　北　佐都幾
公立高等學校教授　清水　潔
師範學校教諭　山口　武雄
同　池田　正俊
同　武安　誠
同　善平
原
清水庄五郎
山崎　藏
瀧　久吉
公立中學校長兼公立中學校教諭　岡野德右エ門
公立中學校教諭　山本　幸雄
公立中學校教諭　上野　熊男
櫻井高之助
上野　剛
伊藤　忠雄
立花　幸吉
中山喜三郎
吉村彌太郎
吉田　久義
坂入要之介
宇野　道俊
岩倉　友八
稻垣　千尋
川端　正道
吉田　可行
後藤　里
堀場　義響
有吉　正勝
公立高等女學校長　後藤本次郎
公立高等女學校教諭　渡邊　隆治
武田源三郎
分部　勇
中尾　信吉
佐々木嘗子
櫻又　登珍
佐々木政之助
青木　清生
戸谷　菊一

（各通）

陞シテ高等官四等ヲ以テ待遇セラル
地方農林技師　田中龜之助
二宮　正義
打越顯太郎
地方農林技師　佐々木政之助
同　山内富士丸
陞シテ高等官三等ヲ以テ待遇セラル
地方農林主事　小松　直人
地方農林技師　石井　家吉
同　大澤　進
同　小松　寛
兵藤時次郎
本田　光吉
大沼　正
藤井　晉松
岩田　久藏
池田　正俊
保田　則
谷口　惠一
日下部祐太郎
古田　義路
長谷川清三
鶴田　定平
須田哲之助
野村　雅
小谷　利雄
蘆田　傳
蘆臺　精市
吉田　廣金
肥田　宏
森　雅司
片山　俊雄
矢野吉郎
青山　正義
淺井　錄郎
大沼　建彬
川原　信明
小川　翼
松原　虎雄
野崎　正雄
赤間新太郎
旗智　秀之
立川　義夫
陞シテ高等官二等ヲ以テ待遇セラル
地方農林技師　後藤芳五郎
同　津田　松本
同　耕作
順之
公立實業學校長　館野　耕作
同　中村重次郎
同　小川　士郎
公立實業學校教諭　小倉　利平
同　大西　カツ
藤井　武雄
阿久津順一
川上　義勇
今村　捷二
鈴木　富治
前澤　信一
宮保　俊一
京道　一郎
山崎　秀一
高岡　正治
佐藤　鎭吉
戸田　壯夫
測候技師　島村　鼎
陞シテ高等官六等ヲ以テ待遇セラル
公立高等女學校教諭　石川　吉幸
同　水野　貞一
公立實業學校教諭　矢野　久吉
（各通）
同　齋藤　博
陞シテ高等官七等ヲ以テ待遇セラル
地方農林技師　芳賀　董
前田　將
關塚　茂七
中村　義雄
河合　盾丸
池上　三友
大友　喜平
岡田　信惠
宮澤　鶴惠
工藤文太郎
山口巖太郎
孝忠　一雄
納富　金作
德永　健吉
河野　重雄
竹田　光三
田口　秀雄
猪狩　源三

（各通）

陞シテ高等官七等ヲ以テ待遇セラル
地方商工技師　竹井幾右衛門
同　高橋　辛
同　熊田　健一
陞シテ高等官三等ヲ以テ待遇セラル
地方商工主事　峰松眞三郎
同　鈴木　範三
地方商工技師　北岡　茂
同　宗二
同　高原　知龍
（各通）
同　神戸　健輔
同　布村　元資
同　竹內　直衛
同　政吉
同　平澤　大治
陞シテ高等官四等ヲ以テ待遇セラル
地方商工主事　松葉　重德
地方商工技師　松岡　正藏
同　清水　良吉
同　伊藤　孝吉
同　加納　慶德
（各通）
同　圖師　督
同　星出　寬
同　角田　採米
同　坂本　相敬
陞シテ高等官五等ヲ以テ待遇セラル
地方商工主事　毛利淳一郎
同　片山　彌六
同　鈴木　義雄
同　內山　信吉
地方商工技師　猪飼　博
（各通）
同　大倉　利一
同　堤　志水　純一
同　多田　武志
同　鈴木　甕太郎
同　中村　三郎
同　松尾菊之助
陞シテ高等官六等ヲ以テ待遇セラル
地方商工主事　松本　英雄
同　上地万太良
地方商工技師　吉川策之助
陞シテ高等官七等ヲ以テ待遇セラル（以上請內閣）

（各通）

同　吉田　實
同　藤本虎之助
內山　長吉
前田　九平
本多　連
池浦豊次郎
塩谷　惣次
中田　太郎
石川　幸雄
小川　健二郎
林
古市　義弘
安武　一夫
久保井正太郎
村川吉太郎
戸松　海市
折原左手又
翠津　包勝
安藤　常正
片峰　秀雄
岡田　良三
甲一　幸三
山本　嘉市
德岡利一郎
佐藤勝太郎
村上　貢
琴谷　信生
宮川　二郎
松井　主一
桑原　和民
柳川　明一
三好　小林
中谷　楠
熊楠　維田　潔

（各通）

陞シテ高等官五等ヲ以テ待遇セラル
地方農林主事　芦野吉太郎
森脇　善治
三浦仁太郎
深堀　驗次
田代　倉太
涌島　秀好
林田　逸喜
鈴木　政男
佐藤　公一
田島　秀夫
地方農林技師　增田　收
副嶋　正夫
栗原　章
富江　榮廣
長山平四郎
宇野　重種
檜山平三郎
向山豐之進
石原太右衛門
眞鍋　照彦
鶴田　祥平
進藤　武男
清水　定一
渡會　隆藏
小林　進
葉原慶三郎
岡本　一郎
土屋　文修
吉成　高野　重一
星野　義昭
鯉沼　英吉
永井　淳雄
若森　直喜
永峰小太郎
古市　與一
小倉　君島　傳一

（各通）

陞シテ高等官六等ヲ以テ待遇セラル
地方農林技師　內藤　義清
本鄕　藏
奧本　靜雄
林　照次
土本　靜雄
高橋敦太郎
鈴木　一
菅澤　隆三
森本　英太郎
田中　勇
合志　武一
山口　百人
今井　經信
小原　正志
川本　孝夫
上田　正次
岡井　正男
大塚　七郎
岡本　慶夫
都留　陟
瓜生　和夫
長野滿次郎
上村　忠孝
陞シテ高等官七等ヲ以テ待遇セラル
地方農林技師　友次
同　上村　七郎
同　中島　巖
同　菊池　平田
豐造
森本　貞保
佐々木大助
田村　平八
的場伊三吉
地方農林技師　澤山　義一
同　高村　善治
同　德永　道正
陞シテ高等官七等ヲ以テ待遇セラル
地方統計主事　齋藤　豐吉
陞シテ高等官四等ヲ以テ待遇セラル
清家卯太郎
陞シテ高等官五等ヲ以テ待遇セラル
同　木村　彦六
陞シテ高等官六等ヲ以テ待遇セラル

特許 21197 号

故檢事正五位勳四等　大原　昇
特旨ヲ以テ位一級追陞セラル
・宮內事務官　倉賀野　明
賜一級俸
東伏見宮附ヲ命ス
別當　高橋　嶂
東伏見宮附宮內事務官事務取扱ヲ免ス（以上二件宮內省）
副領事（メダン）　齋藤　彬
マニラ在勤ヲ命ス
外務事務官　法華津孝太
滿洲國ヘ出張ヲ命ス（以上二件外務省）
陸軍技師　竹內　嘉助
十級俸下賜（二件陸軍省）
海軍艦政本部造船監督官
兼造兵監督官海軍航空本部出仕　在塚　喜友
（答通）
同　原　五郎
補海軍艦政本部造船造兵監督長
春日艦長兼海軍大學校教官
海軍航海學校教官兼海軍大佐　丹下　憲二
免兼海軍大學校教官
海軍艦政本部造船監督官兼造兵監督官　松木　益吉
海軍艦政本部出仕海軍大佐
補海軍艦政本部造船造兵監督長　堀岡　定道
兼補海軍大學校教官
橫須賀海軍航空隊教官兼霞ヶ浦海軍航空隊教官　山田　周枝
免兼職兼補海軍砲術學校教官海軍水雷學校教官海軍航海學校教官
海軍航海學校教官　佐藤　述
兼副官海軍少佐
兼補海軍砲術學校教官海軍工機學校教官　茂
軍令部出仕海軍少佐　藤井
米國駐在被仰付
水路部部員海軍大尉　內田　耕三
兼補嚮州乘組
佐世保海軍航空隊分隊長海軍大尉　岩尾　正次
兼補鬼怒乘組
海軍大尉　有馬　高泰
歸朝ヲ命ス

補佐世保海兵團附　海軍主計中尉　山本　豐吉
第十二驅逐隊附海軍主計中尉　幸崎　康雄
補霞ヶ浦海軍航空隊附
海軍主計少尉　鷹田　保
補第十二驅逐隊附　同　瀨間　喬
補第二十九驅逐隊附　同　小嶋喜美雄
補第五驅逐隊附　同　荻　元夫
補赤城乘組　同　末滿　宗秋
補第二十三驅逐隊附　同　中桐　正志
補第二驅逐隊附　同　松下　通雄
補館山海軍航空隊附　赤城乘組海軍主計少尉　芝　直昭
補大村海軍航空隊附
第二驅逐隊附海軍主計少尉　長井　正男
第二十九驅逐隊附海軍主計少尉　小嶋喜美雄
大村海軍航空隊附海軍主計少尉　小林　寬一
霞ヶ浦海軍航空隊附海軍主計少尉　久保田信夫
（答通）
第五驅逐隊附海軍主計少尉　渡邊　義秀
館山海軍航空隊附海軍主計少尉　市川　是清
佐世保海兵團附海軍主計少尉　加藤　源吉
海軍經理學校普通科學生被仰付
海軍艦政本部造船監督官兼海軍航空本部造船監督官　齋藤　六郎
兼補海軍艦政本部造兵監督官
海軍艦政本部造船監督官　中村小四郎
補海軍艦政本部部員
海軍造兵大尉　越野長次郎
補廣海軍工廠航空機部部員（以上二件海軍省）
那智乘組海軍特務少尉　大栗　新吉
補最上艦裝員

補海軍航海學校附兼教官　山田　豐
補海軍艦政本部造船監督官兼海軍航空本部造船監督官　山丸　俊雄
補佐伯海軍航空隊附（以上二件呉鎭守府）　菅原伊三治
海軍機關特務少尉
補海軍航海學校附兼教官　瀨部　角一
大井乘組海軍機關特務少尉
呉鎭守府附被仰付　
呉海軍病院附兼教官　大橋牛太郎
海軍看護特務少尉
補土浦海軍特別陸戰隊附兼第三艦隊司令部附（以上二件同）　杉浦　秀男
海軍機關特務中尉
待命被仰付（二件佐世保鎭守府）　
韓島地方裁判所判事判事　氏家　正夫
兼補福島區裁判所判事
司法官試補　秋山　秀男
橫濱區裁判所檢事代理ヲ命ス
同　倉橋　美紀
水戶區裁判所檢事代理ヲ免ス（以上二件司法省）
神戶商業大學助教授　田中　薰
比律賓諸島（出張ヲ命ス（二件文部省））
九州帝國大學教授　井上　克巳
冶金學第三講座分擔職務依金貳百五拾圓下賜
出梨高等工業學校教授　橫澤　忠雄
補山梨高等工業學校生徒主事
公立實業學校教諭　新吉
願ニ依リ兼德島縣立商業補習學校教諭ヲ免ス
東北帝國大學助教授　和田　正男
本俸十級俸下賜
職務俸金參百五圓下賜
醫學部勤務ヲ命ス
（答通）
同　田子　重次
本俸十二級俸下賜
職務俸金參百拾五圓下賜
醫學部勤務ヲ命ス

補第二艦隊司令部附　橫須賀海軍航空隊分隊長兼分隊長橫須賀海軍航空隊分隊長　糸山　豐
霞ヶ浦海軍航空隊附兼教官　野村　勝
補鳳翔分隊長　海軍大尉　石渡　貞良
歸朝ヲ命ス
呉海軍航空隊附兼海軍潛水學校教官　添田啓次郎
補佐世保海兵團分隊長兼教官　佐世保海兵團分隊長兼分隊長　吉田　純二
兼補海軍機關大尉　岡部　狂夫
兼補海軍機關大尉　安增　昇
（答通）
勢多乘組海軍機關大尉　池上　保雄
補佐世保海兵團分隊長兼教官　佐世保海兵團分隊長兼分隊長　松尾　傳
兼教官海軍機關大尉　山口　眞弘
補勢多乘組　海軍機關中尉　黑田　武光
橫須賀鎭守府附被仰付　
海軍軍醫大尉　榎本　仲二
補佐伯海軍航空隊軍醫長兼分隊長　遠藤　忠孝
補舞鶴防備隊軍醫長兼分隊長舞鶴要港部部員　野方　次郎
補由良軍醫長兼分隊長　村越　義雄
補第二十二驅逐隊軍醫長　久島　猛男
補名取軍醫長兼分隊長　河合　榮
補海軍技術研究所員　南里　專一
補呉海軍病院部員兼副官　村上　三郎
補橫須賀海軍病院部員兼橫須賀海軍軍需部部員　向後　正雄
補湊海軍病院部員　永山千代作
補大井軍醫長兼分隊長　立川　勇
補橫須賀海軍工廠醫務部部員　松田　文男
補呉海兵團分隊長兼教官　本林富士郎
補大湊海軍航空隊軍醫長兼分隊長　城田　淳一
補舞鶴要港部部員兼分隊長　重城　石松
第二十二驅逐隊軍醫長兼分隊長
名取軍醫長兼分隊長　境　太郎
呉海兵團分隊長兼分隊長　小川　義男
教官海軍軍醫大尉
海軍軍醫大尉　原田　耕介
湊海軍病院部員海軍軍醫大尉　池上　保雄
舞鶴防備隊軍醫長兼分隊長舞鶴要港部部員海軍軍醫大尉　松尾　傳
由良軍醫長兼分隊長海軍軍醫大尉　神代　延敏
佐伯海軍航空隊軍醫長兼分隊長海軍軍醫大尉　守屋　一男
橫須賀海軍病院部員兼橫須賀海軍軍需部部員海軍軍醫大尉　石川鐵三郎
海軍技術研究所員海軍軍醫大尉　佐々木佳一
橫須賀海軍工廠醫務部部員海軍軍醫大尉　飯野　鎭雄
大井軍醫長兼分隊長海軍軍醫大尉　山本　秀雄
大湊海軍航空隊軍醫長兼分隊長海軍軍醫大尉　新藤　信
呉海軍病院部員兼副官海軍軍醫大尉　渡邊　太吉
舞鶴要港部部員兼分隊長海軍軍醫大尉　早川美智雄
海軍軍醫學校高等科學生被仰付
呉海軍病院部員兼教官海軍軍藥剤大尉　白水　正治
補龜川海軍病院部員　龜川海軍病院部員海軍藥剤大尉　垂水　順吉
補呉海軍病院部員兼教官　
海軍艦政本部出仕兼造船造兵監督會計官　金谷　隆一
兼補海軍航空本部造兵監督會計官
海軍主計中佐　足立　又彥
補海軍艦政本部出仕兼造船造兵監督會計官
海軍航空本部造兵監督會計官
海軍艦政本部造船造兵監督會計官
海軍主計少佐　長野　昌敏
兼補海軍艦政本部造船造兵監督會計官海軍航空本部造兵監督會計官
橫須賀海軍航空隊分隊長　乾　吉
海軍機關少佐　今田　
補橫須賀海軍航空隊分隊長橫須賀海軍航空隊分隊長海軍主計大尉　辻本　賢造
兼補橫須賀海軍軍需部部員

昭和九年五月二日
2197
水曜日

同　苗村　茂
新潟縣立新發田高等女學校舍監ニ補ス
同　諸岡　眞
茨城縣立土浦高等女學校舍監ニ補ス
同　兒玉　一郎
公立實業學校長兼公立實業學校教諭
奈良縣立添上農學校長兼奈良縣立添上農學校教諭ニ補ス
公立實業學校長　林　兼吉
愛知縣矢作國民學校長ニ補ス
公立實業學校長兼公立實業學校教諭　荒川　靖
福島縣立信夫農學校長兼福島縣立信夫農學校教諭ニ補ス
同　潮田　豊
福島縣立田島高等公民學校長兼福島縣立田島高等公民學校教諭ニ補ス
公立實業學校教諭　原　吉之助
群馬縣立佐波農業學校教諭ニ補ス
同　佐々木文七
仙臺工業學校教諭ニ補ス
同　宮崎　薫
青森縣八戸商業學校教諭ニ補ス
同　山塚　英雄
和歌山縣立紀北農業學校教諭ニ補ス
同　池田　逸馬
熊本縣鹿本農業學校教諭ニ補ス
公立實業學校舍監　福西　道忠
北海道廳立函館商船學校舍監ニ補ス
社會教育主事　大石喜三郎
和歌山縣社會教育主事ニ補ス
熊本醫科大學附屬醫院藥局長　田中　義雄
歐米各國ヘ出張ヲ命ス（以上請願ニ同）
種馬所技師　又重　武
第二十回仙臺產馬畜產組合種馬共進會審查長ヲ命ス
同　伊藤　安雄
第十一回長崎縣馬匹共進會審查長ヲ命ス（以上請願林省）
鐵道局副參事　柴田　吟三
仙臺鐵道局勤務ヲ命ス（請願鐵道省）

朝鮮總督府江原道參與官　洪　鍾國
五級俸下賜
朝鮮道立醫院醫官　占部　虎雄
五級俸下賜
慶尚北道在勤ヲ命ス
朝鮮公立專門學校教授　占部　虎雄
補大邱醫學專門學校教授
朝鮮公立高等女學校長　白井和市郎
七級俸下賜
補裡里公立高等女學校長
朝鮮公立高等女學校教諭　白井和市郎
補裡里公立高等女學校教諭
朝鮮總督府鄕守　崔　益夏
京畿道高陽鄕在勤ヲ命ス
同　伞　興文
京畿道安城郡在勤ヲ命ス
朝鮮道立醫院醫官　須賀　秀雄
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス（以上請願朝鮮總督府）
朝鮮產業主事　片倉　日義
十級俸下賜
慶尚南道產業主事ニ補ス
朝鮮總督府判事　末廣　清吉
普通試驗委員ヲ命ス
同　根本　成道
普通試驗委員ヲ免ス（以上請願ニ同）
朝鮮總督府遞信技師　石黑　悌吾
十級俸下賜
同　山岸　直次
八級俸下賜（以上請願ニ同）
朝鮮公立中學校教諭　山手順一郎
七級俸下賜
補釜山公立中學校教諭
朝鮮公立高等女學校教諭　石井　正雄
七級俸下賜
補泰川公立高等女學校長事務取扱ヲ命ス
朝鮮公立實業學校長　井上　良義
八級俸下賜
補安州公立農業學校長

朝鮮公立實業學校教諭　井上　良義
五級俸下賜
朝鮮道立醫院醫官　洪　鍾國
五級俸下賜
慶尚北道在勤ヲ命ス
朝鮮公立專門學校教授　占部　虎雄
補大邱醫學專門學校教授
朝鮮公立高等女學校長　白井和市郎
七級俸下賜
補裡里公立高等女學校長
朝鮮公立高等女學校教諭　白井和市郎
補裡里公立高等女學校教諭
朝鮮總督府鄕守　崔　益夏
京畿道高陽鄕在勤ヲ命ス
同　伞　興文
京畿道安城郡在勤ヲ命ス
朝鮮道立醫院醫官　須賀　秀雄
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス（以上請願朝鮮總督府）
朝鮮產業主事　片倉　日義
十級俸下賜
慶尚南道產業主事ニ補ス
朝鮮總督府判事　末廣　清吉
普通試驗委員ヲ命ス
同　根本　成道
普通試驗委員ヲ免ス（以上請願ニ同）
朝鮮總督府遞信技師　石黑　悌吾
十級俸下賜
同　山岸　直次
八級俸下賜（以上請願ニ同）
朝鮮公立中學校教諭　山手順一郎
七級俸下賜
補釜山公立中學校教諭
朝鮮公立高等女學校教諭　石井　正雄
七級俸下賜
補泰川公立高等女學校長事務取扱ヲ命ス
朝鮮公立實業學校長　井上　良義
八級俸下賜
補安州公立農業學校長

朝鮮公立實業學校教諭　井上　良義
五級俸下賜
朝鮮道立醫院醫官　占部　虎雄
五級俸下賜
慶尚北道在勤ヲ命ス
朝鮮公立專門學校教授　占部　虎雄
補大邱醫學專門學校教授
朝鮮公立高等女學校長　白井和市郎
七級俸下賜
補裡里公立高等女學校長
朝鮮公立高等女學校教諭　白井和市郎
補裡里公立高等女學校教諭
朝鮮總督府鄕守　崔　益夏
京畿道高陽鄕在勤ヲ命ス
同　伞　興文
京畿道安城郡在勤ヲ命ス
朝鮮道立醫院醫官　須賀　秀雄
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス（以上請願朝鮮總督府）
朝鮮產業主事　片倉　日義
十級俸下賜
慶尚南道產業主事ニ補ス
朝鮮總督府判事　末廣　清吉
普通試驗委員ヲ命ス
同　根本　成道
普通試驗委員ヲ免ス（以上請願ニ同）
朝鮮總督府遞信技師　石黑　悌吾
十級俸下賜
同　山岸　直次
八級俸下賜（以上請願ニ同）
朝鮮公立中學校教諭　山手順一郎
七級俸下賜
補釜山公立中學校教諭
朝鮮公立高等女學校教諭　石井　正雄
七級俸下賜
補泰川公立高等女學校長事務取扱ヲ命ス
朝鮮公立實業學校長　井上　良義
八級俸下賜
補安州公立農業學校長

朝鮮公立實業學校教諭　井上　良義
五級俸下賜
朝鮮道立醫院醫官　洪　鍾國
五級俸下賜
慶尚北道在勤ヲ命ス
朝鮮公立專門學校教授　占部　虎雄
補大邱醫學專門學校教授
朝鮮公立高等女學校長　白井和市郎
七級俸下賜
補裡里公立高等女學校長
朝鮮公立高等女學校教諭　白井和市郎
補裡里公立高等女學校教諭
朝鮮總督府鄕守　崔　益夏
京畿道高陽鄕在勤ヲ命ス
同　伞　興文
京畿道安城郡在勤ヲ命ス
朝鮮道立醫院醫官　須賀　秀雄
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス（以上請願朝鮮總督府）
朝鮮產業主事　片倉　日義
十級俸下賜
慶尚南道產業主事ニ補ス
朝鮮總督府判事　末廣　清吉
普通試驗委員ヲ命ス
同　根本　成道
普通試驗委員ヲ免ス（以上請願ニ同）
朝鮮總督府遞信技師　石黑　悌吾
十級俸下賜
同　山岸　直次
八級俸下賜（以上請願ニ同）
朝鮮公立中學校教諭　山手順一郎
七級俸下賜
補釜山公立中學校教諭
朝鮮公立高等女學校教諭　石井　正雄
七級俸下賜
補泰川公立高等女學校長事務取扱ヲ命ス
朝鮮公立實業學校長　井上　良義
八級俸下賜
補安州公立農業學校長

朝鮮公立實業學校教諭　井上　良義
五級俸下賜
朝鮮道立醫院醫官　洪　鍾國
五級俸下賜
慶尚北道在勤ヲ命ス
朝鮮公立專門學校教授　占部　虎雄
補大邱醫學專門學校教授
朝鮮公立高等女學校長　白井和市郎
七級俸下賜
補裡里公立高等女學校長
朝鮮公立高等女學校教諭　白井和市郎
補裡里公立高等女學校教諭
朝鮮總督府鄕守　崔　益夏
京畿道高陽鄕在勤ヲ命ス
同　伞　興文
京畿道安城郡在勤ヲ命ス
朝鮮道立醫院醫官　須賀　秀雄
文官分限令第十一條第一項第四號ニ依リ休職ヲ命ス（以上請願朝鮮總督府）
朝鮮產業主事　片倉　日義
十級俸下賜
慶尚南道產業主事ニ補ス
朝鮮總督府判事　末廣　清吉
普通試驗委員ヲ命ス
同　根本　成道
普通試驗委員ヲ免ス（以上請願ニ同）
朝鮮總督府遞信技師　石黑　悌吾
十級俸下賜
同　山岸　直次
八級俸下賜（以上請願ニ同）
朝鮮公立中學校教諭　山手順一郎
七級俸下賜
補釜山公立中學校教諭
朝鮮公立高等女學校教諭　石井　正雄
七級俸下賜
補泰川公立高等女學校長事務取扱ヲ命ス
朝鮮公立實業學校長　井上　良義
八級俸下賜
補安州公立農業學校長

六級俸下賜　同　藤田　治助
同　小原　忠吉
六級俸當分千八百下賜
同　大和田眞彥
六級俸當分千六百七拾圓下賜
同　森　林助
七級俸當分千六百參拾圓下賜
同　益田　猛
七級俸當分千五百參拾圓下賜
同　齋藤　義雄
七級俸當分千五百貳拾五圓下賜
同　後藤自由郎
七級俸當分千五百五拾圓下賜
同　田村清三郎
五級俸當分千八百八拾圓下賜
同　石井　省吾
六級俸當分千七百六拾五圓下賜
同　石黑　琢
七級俸當分千六百貳拾貳圓下賜
公立高等女學校教諭　藤田　四郎
五級俸當分千八百五拾圓下賜
同　工藤　祐司
七級俸當分千六百貳拾圓下賜
同　高橋　憲治
八級俸當分千四百四拾圓下賜
同　小山田　寬
五級俸當分千八百九拾圓下賜
同　禰田　ふめ
七級俸當分千下賜
公立實業學校教諭　都谷森國雄
六級俸下賜
同　佐藤　靜郎
七級俸當分千下賜

七級俸當分千五百下賜　同　川越勝太郎
七級俸七拾六圓下賜
同　藤田　五郎
七級俸當分千五百下賜
同　大庭　政常
七級俸當分千五下賜
百拾圓
同　舟本平太郎
八級俸當分千參百下賜
五拾六圓
同　田村　長男
七級俸當分千七百貳拾圓下賜
同　木口　庄松
七級俸當分千五百下賜
百參拾圓
同　館山　太吉
五級俸當分千下賜
九百圓
同　渡辺　貞吉
（參通）
同　前田忠三郎
七級俸當分千五百下賜
百八拾圓
同　菊池　節郎
（參通）
同　横山　武夫
八級俸下賜
同　榊原　芳夫
八級俸當分千參百下賜（以上請願青森縣）
百五拾圓
同　菅　三郎
師範學校教諭　岡村　武寬
七級俸當分千五百下賜（請願島根縣）
貳拾四圓
同　松崎　繁衛
八級俸下賜
公立實業學校教諭　女川　文作
八級俸當分千四百下賜
貳拾八圓
同　米谷　次作
公立高等女學校教諭兼
公立高等女學校教諭　片寄卯三郎
公立實業學校長兼
公立實業學校教諭　鎌田　武
公立中學校長兼
公立中學校教諭　青木　榮藏
七級俸下賜

公立高等女學校教諭　曾田　鼓一
四級俸下賜
公立實業學校長　佐崎　孝道
八級俸下賜
公立中學校長　宮西莖兵衛
四級俸下賜
公立高等女學校長兼
公立高等女學校教諭　湯淺藤兵衛
七級俸下賜
公立實業學校教諭　田原迫　靖
十二級俸當分千百
貳拾八圓下賜
公立中學校教諭兼
公立中學校舍監　川口雄三郎
加俸年額參拾六圓下賜
實業補習學校教員養成所長　竹內　重顯
年手當百貳拾圓下賜
師範學校教諭　松尾信之助
公立學校職員年功加俸令ニ依リ昭和九年三月三十一日ヨリ年功加俸年額百九拾貳圓下賜
公立實業學校教諭兼
公立學校舍監　長谷川亮一
公立學校職員年功加俸令ニ依リ昭和九年三月三十一日ヨリ年功加俸年額九拾六圓下賜
地方農林主事　田畠　秀夫
十一級俸下賜
地方農林技師　伴野　恒夫
八級俸下賜
同　野津六兵衛
（參通）
同　山田　宗孝
九級俸下賜（以上請願ニ同）
地方商工主事　吉岡　三郎
十一級俸下賜（請願ニ同）
公立實業學校教諭　中田　義人
六級俸當分千七下賜
百貳拾圓
年功加俸年額百壹圓下賜（請願山口縣）
公立高等女學校教諭　杉原　シヅ
七級俸當分千六下賜（請願ニ同）
百拾七圓

佐々木孝輔
八級俸當分千參
百五拾圓下賜
年功加俸年額百四拾四圓下賜
同　植田　タキ
七級俸當分千五百
四拾九圓下賜
公立高等女學校教諭兼
公立高等女學校舍監　岩崎　政子
舍監加俸年額九拾六圓下賜
公立高等女學校教諭　太田健太郎
年功加俸年額百四拾四圓下賜
同　坂原　九郎
（參通）
公立實業學校教諭　內海　愛作
公立中學校教諭　御園生暁郎
年功加俸年額百九拾貳圓下賜（以上請願ニ同）
同　高橋　猛
七級俸當分千下賜（請願ニ同）
地方農林技師　岩本　右一
十級俸下賜（請願ニ同）

正誤
昨一日本欄一三頁二段堀井次郎ハ掘井次郎ノ誤
告誤
司法大臣祕書官

宮廷錄事

◎御祝電竝御答電　天長節ニ際シベルー國大統領閣下ヨリ　天皇陛下ヘ御祝電ヲ寄セラレ　天皇陛下ハ之ニ對シ御答電ヲ御發送アラセラレタリ

彙報

○官廳事項

◎叙勳　朝鮮咸鏡北道公立普通學校長（奏任待遇）朝鮮公立普通學校訓導　椿井芳三ハ　去月五日鶴上公立普通學校長兼務ヲ命セラレタリ
◎轉任　公立高等女學校教諭　野村憲一郎ハ本年三月三十一日富山縣女子師範學校教諭兼富山縣立富山高等女學校教諭ニ轉任セリ

本文
官報 2197 号

◎昇級並退官　朝鮮咸鏡北道公立普通學校長(奏任待遇)朝鮮公立普通學校訓導本田榮三郎、同上高次郎ハ本年三月三十一日三級俸ニ昇級同日願ニ依リ本官ヲ免セラレタリ

◎退官　朝鮮咸鏡北道公立普通學校長(奏任待遇)朝鮮公立普通學校訓導山口光次、同山內益爾、同相川一喜、朝鮮全羅南道公立普通學校長(同)朝鮮公立普通學校訓導江口愼策ハ本年三月三十一日孰モ願ニ依リ本官ヲ免セラレタリ

◎退職　千葉縣公立小學校長能星藤吉、同諸田五十五郎ハ本年三月三十一日、同青木倉吉ハ去月九日、鹿兒島縣公立小學校長石崎政謙ハ同十一日、熊本縣公立小學校長稻野務ハ同十七日孰モ願ニ依リ退職ヲ命セラレタリ

◎官吏死去　遞信局技師從七位宮崎俊一ハ去月二十五日死去セリ

○陸海軍

◎後備役編入　去月一日豫備役陸軍將校、同相當官ノ後備役ト爲リタル者左ノ如シ(陸軍省)

陸軍少將 石井常造　同 寺田武
同 小松八四郎　陸軍軍醫監 村山有
陸軍憲兵少尉 秋山太助　陸軍歩兵大佐 保田等
同 玉手志津磨　陸軍歩兵中佐 黑澤毅
同 小野寺彥次郎　陸軍歩兵少佐 澁谷諸文
同 高橋政治　同 庄司正
同 松本喬　同 鈴木武雄
同 瓶子與市　同 和泉末松
同 湯村文記　同 高野信治
同 千葉健壽　同 內儀務
同 佐々木淸　同 山田庄五郎
同 高田綱吉　同 鈴木亘
同 菊地孝四郎　陸軍歩兵大尉 佐藤正元
同 加藤喜造　同 中野八三郎
同 伊藤九平　同 佐藤淸作
同 岩山陽次郎　同 山口鐵作
陸軍歩兵中尉 山內一知　同 仁保純德
陸軍歩兵少尉 丸子吉榮　同 長尾春道
同 芳賀榮　同 齋藤實
同 長谷川義雄　同 國分午良
同 金澤正雄　同 樺澤與伍榮
同 根本彥一　同 江川三千男
同 大河內忠雄　同 津田達夫
同 荻田竹治　同 安田午夫
同 加藤俊治　同 吉井丸達雄
同 小平武雄　同 星塚直
同 長瀨耕平　同 馬淵敏光
同 河田勝一　同 菅野藤衞
同 中村德治　同 高野初瀨
同 長谷川政二　同 土岐繁平
同 小林由次郎　同 安藤末雄
同 佐川勇　同 岩木善藏
同 佐吉幸六　同 萩野義臣
同 百武信一　同 伊藤喜吉
同 岡部主計　同 磯部松平
同 小田彥左ヱ門　同 千葉軍治
同 萱場齋　同 市島正雄
同 相良淸吉　同 坂本二郎
同 大井義隆　同 升箕藤太郎
同 大宮慶爾　同 坂井喜一郎
同 山口千芳　同 高橋嵐夫
同 吉越立二　同 眞野仁比古
同 齋藤孝四郎　同 柏倉軍吾
同 渡邊金五郎　同 稻垣末次
同 大崎勝太郎　同 栗城六郎
同 蘆澤良左衞門　同 石田耕
同 吉田武　同 佐藤勤一
同 三國淨春　同 阿部初吉
同 古瀨利勝　同 佐々木弘雄
同 菅野市郎　同 後藤久二
同 片野一雄　同 菅原敬藏
同 淺野忠夫　同 淺野宗八
同 絲川茂市　同 眞島如龜雄
同 菊池福郎　同 富塚直富已
同 蓮沼正夫　同 佐々木實美
同 水戶和一　同 小田九郎
同 小原虎郎　同 冨士原勝雄
同 鈴木武　同 相田實
同 宗形源六　同 高橋貞雄
同 高橋四郎　同 久保田秀史
同 石橋簡德　同 星久雄
同 加藤留藏　同 星多喜夫
同 目黑英一　同 丹治豐吉
同 影山嘉內　同 小林惟義
同 小林喜一郎　同 平澤篤二
同 安藤憲雄　同 鈴木泰治
同 松永庄藏　同 宮越藤五郎
同 涌井芳男　同 小林武
同 本庄秀治　陸軍騎兵中佐 丸山八十司
陸軍騎兵少尉 長井一男　同 戶田滿次郎
同 米山俊能　同 樋山泰助
同 小林譽　同 阿部幸一
同 高橋末三郎　同 秋山博
陸軍砲兵中佐 平川爲助　同 遠藤耕藏
陸軍砲兵少佐 眞籠繁信　陸軍砲兵少尉 大平正次
同 遠藤三郎　同 笠原喜代佐武
同 立花祐雄　同 阿部謹吾
同 志賀義雄　同 有田次郎
同 佐々木正吉　同 佐藤三郎
同 上田潤一　同 若松鎭雄
同 齋藤顯治　同 金子貞一
同 佐藤藤男　同 高崎嘉雄
同 大西榮次　同 渡部淸藏
同 菊地長四郎　同 瀧澤俊夫
同 齋藤純　同 生浦治一郎
同 谷津貞三郎　同 相田鴻
同 牧野二郎　同 新妻能男
同 高橋幸一　同 內藤武雄
同 淸田泰一　同 村山佐久良
同 佐藤忠信　同 菊地鐵五郎
同 近田正喜　同 笹木德
陸軍工兵少尉 茂木茂　同 佐藤啓
同 東城源三　同 佐藤卯三郎
同 菅野源吾　同 佐藤策一郎
同 大野務　同 小島徹
同 萩生剛　同 今泉保次
同 太田玄夫　同 三神松三郎
同 中島健太郎　同 丸榮五郎
同 常松榮　同 家坂富士雄
同 長谷川茂　同 寺井和志藏
同 湯朝勇　同 渡邊淸二
同 水野三六　同 高澤二
陸軍航空兵少尉 高澤俊夫　陸軍輜重兵少佐 眞野久
陸軍輜重兵中尉 米村四郎　陸軍輜重兵少尉 畑野壽郎
同 菅波稱亭　同 大鳴稔
同 佐藤富士太郎　同 牧野善次
同 越智英勇　同 渡邊盛雄
同 加茂勝馬　同 阿部淸人
同 渡邊力　同 橘萬右ヱ門
同 吉田正市　陸軍三等主計 川村正一
同 岡部健　同 櫻井三郎
同 助川直人　同 横山輝雄
同 鈴木義邦　同 鈴木新兵衞
同 後藤鐵雄　同 西村幸助
同 土田一郎　同 吉田久平
同 古川彌　同 小林京
陸軍一等軍醫正 木村淸　陸軍三等軍醫正 岩淵友次
同 亘理杏造　陸軍一等軍醫 加藤良平
陸軍二等軍醫 橋谷田平八郎　陸軍三等軍醫 林克己
同 大平繁藏　同 石橋俊實
同 荒木淸正　同 高橋庚子郎
同 佐々木統一郎　同 矢吹俊男
陸軍三等藥劑官 淸水仁助　同 森川榮
同 遊佐喜平　陸軍三等獸醫正 安住健次郎
陸軍三等獸醫 山田勘兵衞　同 阿部誠一
同 星武　同 佐藤軍三郎
同 嶺岸善之進　同 高橋留七
同 三浦義孝　同 石井金吾
同 桑島勉

◎退役編入　去月一日後備役陸軍將校、同相當官ノ退役ト爲リタル者左ノ如シ(陸軍省)

陸軍少將 梅澤喜一　陸軍獸醫監 內村兵藏
陸軍憲兵大尉 本間巽　陸軍歩兵大佐 渡邊祐次
同 田中豐　陸軍歩兵中佐 川股惣七
同 林壽逸　同 藤田勉
陸軍歩兵少佐 磐井哲　同 今井雄之烝
陸軍歩兵大尉 高橋壯吉　同 齋藤榮治
同 朝倉巳之七郎　同 竹原辰六
同 佐藤壽治　同 高橋勇記
陸軍歩兵中尉 森英夫　同 田中武治

同 寺島榮三郎　同 沼田庄治郎
同 小出秀三郎　同 加藤淸一
同 川勝長人　同 平山常雄
同 末永義勝　同 小林助左衞門
同 廣井家太　同 遠藤三郎
陸軍歩兵少尉 安原淸太郎　同 冨澤理七
同 高橋秀道　同 風間庫吉
同 田村浩　同 熱海良夫
同 横山民五郎　同 牛木宇平治
同 內海忠　同 黑崎英敏
同 伊澤平內　同 早川敬止
同 吉田正雄　同 歌川庄意
同 東海林善吉　同 藤原熊男
同 石垣長之進　同 相樂佐代吉
同 雁部松三郎　同 我妻彌七
同 佐藤七郎　同 南雲偵治
同 黑澤榮　同 西方健一
同 藤井豐一　同 大竹四郎
陸軍騎兵中佐 木幡俊三　陸軍騎兵大尉 岩崎信祿
陸軍騎兵少尉 太田瑞穗　陸軍砲兵中佐 西方亮治
同 高平三右衞門　同 荻原又男
陸軍砲兵少佐 大森正雄　同 水澤源治
同 島野格　陸軍砲兵中尉 加藤七郎治
同 松坂善兵衞　陸軍砲兵少尉 太田甚平
同 井街十郎　同 服部孝美
同 岩井吉三郎　同 若林一郎
同 山內富之助　陸軍工兵中尉 芳賀甚助
同 山田克郎　陸軍工兵少尉 高橋嘉一郎
同 中澤七太郎　同 高橋經德
同 兒玉孝藏　同 邊見了作
陸軍輜重兵大尉 針生亨　陸軍輜重兵中尉 七島長太郎
陸軍輜重兵少尉 岩永實　同 古川長四郎
同 大塚喜平　同 山下松四郎
同 坂內孫一郎　同 小林忠
同 千竈登治郎　同 金子源太郎
同 渡邊俊介　同 眞柄虎雄
同 佐々木金治　陸軍二等主計 村越惣藏
陸軍三等主計 大久保賢治郎　同 加藤貞國
同 門傳勝太郎　同 三田村俊雄
同 松榮俊三　同 鈴木正美
陸軍三等軍醫正 佐藤賀久壽　陸軍一等軍醫 淸水直次
陸軍二等軍醫 朝倉松吉　同 外島進
陸軍三等軍醫 阿部千代治　同 村田玉潤
同 森田信雄　同 鎌田昌太郎
同 橋本久　同 久保田龜之進
同 藤卷要之助　同 吹澤龍一
同 高槻正夫　同 竹之內辰四郎
同 關谷赫治　同 佐藤雄次郎
同 寒川龜太郎　陸軍三等藥劑官 渡邊廣吉
同 小川信次　同 村田喜作
同 河田俊次郎　同 板橋祐準
陸軍一等獸醫 鈴木竹麿　同 常松泰
陸軍二等獸醫 北村政信　陸軍三等獸醫 伊東鄉美
同 小松八郎　同 星野爲雄
同 赤城甚藏　同 遠藤光人
同 齋藤幸一郎　同 長谷川赳
同 船木安忠　同 眞船登
同 大河內房治　同 渡邊健吉
同 佐久間今朝次郎

◎特別志願士官免除　歩兵第十三聯隊附豫備役陸軍歩兵少尉木村恒直ハ昭和八年三月陸軍省令第六號第五條第一項第二號ニ依リ昨一日特別志願士官ヲ免セラレタリ(陸軍省)

◎學生退校　陸軍自動車學校學生左記三十六人修學終了ニ付去月二十三日退校セリ　×印ハ成績優等ニ付銀時計一箇ヲ下賜セラレ△印ハ更ニ一年間在學セシム(陸軍省)

甲種長期學生

陸軍砲兵大尉 ×田地季朔　陸軍砲兵中尉 潮利雄
陸軍騎兵中尉 木暮信孝　陸軍輜重兵大尉 鎌田精一郎
陸軍輜重兵中尉 齋藤一雄　同 笠井滿福

甲種學生

陸軍輜重兵大尉 松本貫之　同 △関廣太
同 ×△泉粂三郎　陸軍輜重兵中尉 山本濟市
同 岩野八千雄　同 山根實
同 山田正　同 小林茂
同 大西善夫　同 服部淳一
陸軍輜重兵少尉 △久保田正美　同 山口英男
同 一井末二　同 竹內一郎
同 河濟人也

輜重兵部學生

陸軍輜重兵少佐 池田耕一　同 川上不二夫
同 米岡三郎　同 澁野豐美
同 岡田虎太郎　同 乘重新一郎
同 長房利雄　同 ×岩切義一
同 乘山長太郎　同 吉田泰助
同 井場通敏　同 松山初之
同 高屋守三郎　陸軍輜重兵大尉 田中昇三
同 袖山悅雄

○學事

◎學位授與　大阪帝國大學ニ於テ去月十日附東京府庭瀨信太郎、同十三日附愛媛縣宮田計三、鹿兒島縣中山幹、和歌山縣濱光治、兵庫縣谷向茂峻ニ醫學博士ノ學位ヲ孰モ授與セリ(文部省)

◎入學許可並取消等　上田蠶絲專門學校、千葉高等園藝學校及松本、高知高等學校ニ於テ孰モ曩ニ入學ヲ許可セル者ノ內其許可ヲ取消シタル者及補缺入學ヲ許可セル者等ノ氏名左ノ如シ(文部省)

●上田蠶絲專門學校(氏名五十音順)

入學許可取消

蠶絲科

荒木一雄　市川義太　岡田晃
塩原廣　田中與市　谷口喜美
新居見一典　宮坂義重　山田邦武

製絲科

印南武　太田太郎　織本照雄
春日章　神谷俊　白土一男
須田一徹　田中坦　田邊茂三郎
永井喜男　平川英夫　帆足睦安
堀光夫　町田久雄　松永信順
溝口新市　村田章　矢坂元嵩
吉村三郎

絹紡織科

池田政治　神田正夫　佐藤典夫
田村恒吉　拯々山達人　本多篤
三輪武　山內利之　吉田秀二

補缺入學許可

蠶絲科

瀧澤昌一　本居高行

製絲科

靑木靜志　川村千尋　北澤泉
小林相槙　佐土公雄　四方育太郎
首藤行雄　中村達　土生珀二

絹紡織科

福本貞雄　三宅靜雄
岩本一郎　小林典夫　根岸市郎

●千葉高等園藝學校

入學許可取消(四月十五日附)

大石安男　小山巴井　澤田幸郎
新中須豊　須藤得三　古谷正夫
吉野平八郎

●松本高等學校

入學許可取消

文科甲類 池內正一
文科乙類 千賀正典
理科乙類 池田千代吉　冬木德三　神戸保次

編入替

文科乙類ヨリ同甲類ヘ 三宅正明
理科甲類ヨリ同乙類ヘ 內田正明　山口公

補缺入學許可

文科乙類 小野澤知雄　臼田允
理科甲類 大島永勝　大和禮三
理科乙類 河合田久美

再入學許可

理科乙類第三學年 伊藤直美

●高知高等學校

入學許可取消

文科甲類 高尾信安　濱田霞
文科乙類 小野山宗敬　高瀨進
理科甲類 岡林一夫　川內利義　中川章市
成岡保昌　吉尾宣男

第2197号本文

在外公館報告

公告

高等試驗司法科本試驗

高等試驗行政科本試驗

廣告

觀象

第2197号　本文

一試驗ノ場所
東京市麹町區內幸町貴族院及衆議院內高等試驗場
一受驗者ハ午前ノ科目受驗ノ場合ハ午前八時マテニ、午後第一ノ科目受驗ノ場合ハ午前十一時半マテニ、同第二ノ科目受驗ノ場合ハ午後二時マテニ貴族院通用門ヨリ試驗場ヘ出頭セラルヘシ
一受驗者ハ左ノ事項ヲ承知セラルヘシ
(一)洋服又ハ袴ヲ著用シ「ペン」及「インキ」(又ハ筆及墨池、雌雄當ヲ携帶スルコト
(二)出頭ノ節ハ各自受驗票番號ヲ記入シタル名刺ヲ受付ヘ差出スコト
(三)整所ノ揭示ニ注意スルコト
昭和九年五月
高等試驗委員長　黒崎　定三

◉大正十二年法律第五十二號ニ依ル試驗公告

大正十二年法律第五十二號ニ依ル試驗ノ筆記試驗左ノ通施行ス
一筆記試驗ノ期日

	午前	午後
七月三日(火)	憲法	民法　倫理學

◉醫師免許證書換下付

書換下付年月日	登錄番號	族籍	氏名	資格	資格取得年月
昭和九、三、二七	六五六九二	大分縣	西來路征矢	熊本醫科大學	昭和六、三
同	三一六二六	東京府士族	岩田　高明	金澤醫學專門學校	大正六、三
同	三〇八二六	神奈川縣	鈴木　隆義	千葉醫學專門學校	同　元、一〇
同	四五三二〇	東京府	高山　伸	同	同　九、一五
同	三一五九二	大阪府	勉二保	金澤醫學專門學校	同　一一
同	五六九九九	兵庫縣士族	速水　寅一	京都帝國大學醫學部	昭和二、三
同	三〇			帝國女子醫學藥學專門學校	同　六、三
同	六四四二一	神奈川縣	林　もしゝ	東京女子醫學專門學校	同　七、一一
同	六九〇八四	千葉縣	山內富士子		
同	二八四八九	東京府士族	加藤　浩	京都府立醫學專門學校	明治四四、六
同	三一五〇二	熊本縣	淨田　友樹	京都帝國大學醫科大學	大正元、一一
同	二九二五二	神奈川縣	田村　與一	仙臺醫學專門學校	明治四四、一一
同	四六五九〇	同	富士　山	東京帝國大學醫學部	大正九、一二
同	二九〇三九	同	花輪　由造		明治四四、一二

◉醫師免許證書換下付

書換下付年月日	登錄番號	族籍	氏名	資格	資格取得年月
昭和九、三、二七	九二四八	大阪府	古跡榮之助	試驗合格	大正一二、六
同	二九一八二五五	群馬縣	坂村　正雄	日本齒科醫學專門學校	昭和六、三
同	三〇	新潟縣	河邊　キテ	試驗合格	大正一三、一〇
同	一二五八八	東京府	堤　久鹿	試驗及第	元、一〇
同	一四三五〇	神奈川縣	川瀨　モト	東洋女子齒科醫學專門學校	昭和二、一〇
同	一七五五二	東京府士族	石丸　明襲	日本大學專門部齒科	五、三
同	一六四七	愛知縣	平野　重郎	試驗及第	大正二、五
同	四、二	埼玉縣	青木　康夫	日本齒科醫學專門學校	昭和五、三
同	一六九八七	同	鈴木　善吉	試驗及第	大正一〇、六
同	六六五五四	同	熊坂與三郎	試驗合格	一二、六
同	九三二三	同	土肥無二三	同	一二、四
同	七七三〇				
同	一〇九六	同	吉村邦次郎	試驗及第	明治四二、五
同	一八〇五九	大分縣	武下　精治	九州齒科醫學專門學校	昭和六、三
同	四三六八	埼玉縣	岡部　常吉	試驗及第	大正七、五

昭和九年五月

◉藥劑師免許證書換下付

書換下付年月日	登錄番號	族籍	氏名	資格	資格取得年月
昭和九、三、二七	二四二六二	大阪府	增井信三郎	大阪藥學專門學校	昭和七、三
同	七二三三		北原傳次郎	試驗及第	大正五、一一

同	四月三日(水)	商法	刑法	心理學	
同	五日(木)	刑事訴訟法	民事訴訟法	國史	
同	六日(金)	行政法	破產法	獨文及漢文	
同	七日(土)	國際私法	經濟學	社會學	
同	九日(月)	國際公法	刑事政策	社會政策	
同	十日(火)	哲學概論	論理學		

一試驗ノ場所
東京市麹町區內幸町貴族院內高等試驗場
一受驗者ハ午前ノ科目受驗ノ場合ハ午前八時マテニ、午後第一ノ科目受驗ノ場合ハ午前十一時半マテニ、同第二ノ科目受驗ノ場合ハ午後二時マテニ貴族院通用門ヨリ試驗場ヘ出頭セラルヘシ
一受驗者ハ左ノ事項ヲ承知セラルヘシ
(一)洋服又ハ袴ヲ著用シ「ペン」及「インキ」(又ハ筆及墨池、雌雄當ヲ携帶スルコト
(二)出頭ノ節ハ各自受驗票番號ヲ記入シタル名刺ヲ受付ヘ差出スコト
(三)整所ノ揭示ニ注意スルコト
昭和九年五月
高等試驗委員長　黒崎　定三

◉歯科醫師免許證書換下付

書換下付年月日	登錄番號	族籍	氏名	資格	資格取得年月
昭和九、三、二七	四四八五九	東京府	千場　義貞	私立日本醫學專門學校	大正八、五
同	四八五四四	神奈川縣	月岡　忠雄	私立東京慈惠會醫院醫學專門學校	一一、三
同	六〇八四〇	同	高橋　茂	日本齒科大學專門部	昭和四、三
同	二一七〇二	東京府	坂本和三郎	試驗及第	明治三九、五
同	六七〇八一	愛知縣	星川　信	帝國女子醫學藥學專門學校	昭和七、三
同	六四七八三	岐阜縣	飯田シズコ	醫學校	六、三
同	四、四	京都府	富川　盛蒲	京都府立醫學專門學校	大正一三、五
同	五三三二七	同	千葉醫學專門學校	昭和二、三	
同	一七八四六	埼玉縣	青木正之輔	私立東京慈惠會醫院醫學專門學校	大正一三、一一
同	三四八四八	同	鈴木　愛助		昭和三、六
昭和九年五月				大正一三、八	

◉齒科醫師免許證書換下付

書換下付年月日	登錄番號	族籍	氏名	資格	資格取得年月
昭和九、三、二七	九二四八	大阪府	古跡榮之助	試驗合格	大正一二、六
同	二九一八二五五	群馬縣	坂村　正雄	日本齒科醫學專門學校	昭和六、三
同	三〇	新潟縣	河邊　キテ	試驗合格	大正一三、一〇
同	一二五八八	東京府	堤　久鹿	試驗及第	元、一〇
同	一四三五〇	神奈川縣	川瀨　モト	東洋女子齒科醫學專門學校	昭和二、一〇
同	一七五五二	東京府士族	石丸　明襲	日本大學專門部齒科	五、三
同	一六四七	愛知縣	平野　重郎	試驗及第	大正二、五
同	四、二	埼玉縣	青木　康夫	日本齒科醫學專門學校	昭和五、三
同	一六九八七	同	鈴木　善吉	試驗及第	大正一〇、六
同	六六五五四	同	熊坂與三郎	試驗合格	一二、六
同	九三二三	同	土肥無二三	同	一二、四
同	七七三〇				
同	一〇九六	同	吉村邦次郎	試驗及第	明治四二、五
同	一八〇五九	大分縣	武下　精治	九州齒科醫學專門學校	昭和六、三
同	四三六八	埼玉縣	岡部　常吉	試驗及第	大正七、五

昭和九年五月

◉藥劑師免許證書換下付

書換下付年月日	登錄番號	族籍	氏名	資格	資格取得年月
昭和九、三、二七	二四二六二	大阪府	增井信三郎	大阪藥學專門學校	昭和七、三
同	七二三三		北原傳次郎	試驗及第	大正五、一一

同	二九	一七六二五	佐賀縣	今泉　豐雄	長崎醫科大學附屬藥學部
同		二二七八	奈良縣	苅阪　利丈	富山醫學專門學校
同		一五六一〇	東京府	丸尾田鶴子	試驗合格
同		二五五六二	山梨縣	佐藤千代子	東京藥學專門學校女子部

昭和九年五月

◉所屬未定地編入

左記所屬未定地ヲ三浦郡武山村ノ區域ニ編入シ本月五日ヨリ施行ス
昭和九年五月
三浦郡武山村林字猫田地先
一公有水面埋立地面積　六千八百七十八坪四一三
神奈川縣

◉町村變更

北足立郡吹上村ヲ吹上町ト爲シ去月二十九日ヨリ施行セリ
昭和九年五月
埼玉縣

◉村役場位置變更

北足立郡片山村ハ其役場位置ヲ去月二十三日同村三千四百七十一番地ノ二ニ變更セリ
昭和九年五月
埼玉縣

◉所屬未定地編入

左記所屬未定地ヲ三浦郡武山村ノ區域ニ編入シ本月五日ヨリ施行ス
昭和九年五月
三浦郡武山村林字猫田地先
一公有水面埋立地面積　六千八百七十八坪四一三
神奈川縣

◉町村變更

北足立郡吹上村ヲ吹上町ト爲シ去月二十九日ヨリ施行セリ
昭和九年五月
埼玉縣

◉村役場位置變更

北足立郡片山村ハ其役場位置ヲ去月二十三日同村三千四百七十一番地ノ二ニ變更セリ
昭和九年五月
埼玉縣

◉賣拂入札

一冷却機以下三臺
引取期限　賣拂物件引渡ノ日ヨリ二十日以內
現品觀覽　五月十日午後二時、通門願書ハ當日午後一時マテニ當部購買課ニ提出ヲ要ス
一入札並開札　本月十四日午前十一時
一入札場所　當部購買課
一公示書類　契約書案及入札者心得同課ニ在リ
一各自見積價格ノ百分ノ五以上ノ保證金ヲ入札保證金トシテ入札ト同時ニ提出スヘシ
一入札保證金　未滿切上ケ
一契約保證金　契約代價ノ百分ノ十以上（同上）
一入札方法　初度入札ハ郵便ニ限ル但シ電報ヲ含マス
昭和九年五月二日
横須賀海軍工廠會計部

◉賣拂入札

一冷却機以下三臺
引取期限　賣拂物件引渡ノ日ヨリ二十日以內
現品觀覽　五月十日午後二時、通門願書ハ當日午後一時マテニ當部購買課ニ提出ヲ要ス
一入札並開札　本月十四日午前十一時
一入札場所　當部購買課
一公示書類　契約書案及入札者心得同課ニ在リ
一各自見積價格ノ百分ノ五以上ノ保證金ヲ入札保證金トシテ入札ト同時ニ提出スヘシ
一入札保證金　未滿切上ケ
一契約保證金　契約代價ノ百分ノ十以上（同上）
一入札方法　初度入札ハ郵便ニ限ル但シ電報ヲ含マス
昭和九年五月二日
横須賀海軍工廠會計部

◉商業登記

◉合資會社下野洋服店解散
昭和九年三月七日總社員ノ同意ニ因リ解散ス
◉合資會社日刊埼玉新聞社變更
昭和九年三月十日總社員ノ同意ニ因リ左ノ者新ニ入社ス
無限　尾佐竹堅　東京市淀橋區西大久保一丁目三百六十五番地
◉合資會社設立
商號　荒川土地建物合資會社
本店　北足立郡六辻村大字別所千九百四十二番地
目的　土地建物ノ所有シ之ヲ他ニ賃貸シ及ヒ土地建物ノ賃貸ヲナスヲ目的トス
設立年月日　昭和九年三月十一日
代表社員ノ氏名　增田關治
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
金二千圓　無限　增田關治　新潟縣古志郡上組村大字曲新町千二百九十一番地
金一千圓　有限　增田孝　同所同番地
金一千圓　有限　高橋勝之介　北足立郡六辻村大字別所千九百九十番地
金二千圓　有限　高井義平　同所千九百四十
◉株式會社設立
商號　株式會社三輪市場
本店　長野縣北佐久郡岩村田町大字岩村田千八百六十八番地一
目的　生乾魚類果實蔬菜ノ賣買及委託賣買
設立ノ年月日　昭和九年三月三日
資本ノ總額　金一千七百二十圓
一株ノ金額　金二十圓
各株ニ付拂込額　金二十圓
公告ヲ爲ス方法　會社ノ店頭ニ一週間揭示ス
存立ノ時期　會社設立ノ日ヨリ二十箇年
取締役ノ氏名住所
戸塚巳三郎　長野縣北佐久郡　岩村田町大字岩村田五百九十三番地
秋山光躬　同縣同郡同町大字　猿久保三百七十九番地一
同縣同郡同町大字　岩村田三千三百五十七番地
槻澤　高達　同縣同郡同町大字　同八十四番地
小平　十九郎　同縣同郡同町大字　同三千三百七番地
秋山　總助　同縣同郡同町大字　猿久保三百七十八番地
一監査役ノ氏名住所
秋山吉康　長野縣北佐久郡　岩村田町大字猿久保四百八十五番地
倉持藏助　同縣同郡同町大字　岩村田八百六番地
昭和九年三月十二日登記　岩村田區裁判所
◉合資會社設立
商號　合資會社ト單手製造所
本店　長野縣北佐久郡蓼田村千九百三十番地
目的　編物製造販賣
設立年月日　昭和九年三月三日
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
長野縣北佐久郡蓼田村千九百三十番地一金百圓無限今井寅太郎　同縣同郡同村同番地一金百圓有限中村久一郎　同縣同郡横島村二十八番地一金百圓有限永井寅治　同縣同郡蓼田村
乙八十七番地二金百圓有限澤保次　同縣同郡牧村大字穂月千四百三十二番地八一金百圓有限新津喜文
一存立ノ時期　設立ノ日ヨリ滿二十箇年
昭和九年三月九日登記　岩村田區裁判所本牧出張所
◉合名會社設立
商號　合名會社綿屋商店
本店　長野縣南佐久郡臼田町大字臼田二千百七十五番地
目的　物品販賣業
設立ノ年月日　昭和九年三月一日
代表社員ノ氏名　井出恒太郎
社員ノ氏名住所及出資
金八千圓　井出恒太郎　長野縣南佐久郡臼田町大字臼田二千百七十五番地
金五千五百圓　井出浮太　同縣同郡同町同大字二千百七十五番地
金六百圓　井出七二郎　同縣同郡同町同大字二千百七十四番地
金百圓　井出幸助　同縣同郡野澤町大字野澤九百七十六番地イ一
一存立ノ時期　定メナシ
昭和九年三月十二日登記　岩村田區裁判所臼田出張所
◉新潟自動車株式會社變更
昭和九年二月二十六日商號ヲ左ノ如ク變更ス
商號　新潟自動車株式會社
◉同會社移轉
昭和九年三月三日本店ヲ左ノ地ニ移轉ス
本店　新潟市流作場二千四百四十二番地二千四百四十三番地
右昭和九年三月十二日登記　新潟區裁判所
◉中央電氣株式會社變更
昭和九年三月三日目的ヲ左ノ如ク變更ス
目的　一電燈電力電熱ノ供給一電氣化學工業機械器具及材料ノ製造販賣竝ニ賃貸一植林業竝一前項ノ目的ヲ達スル一必要ナル事業及同事業ヲ他ト共同經營シ若クハ此事業ヲ經營スル他會社ノ株式ヲ所有シ又ハ之ニ資本金ノ貸付ヲ爲スコト
昭和九年三月十三日登記
◉合資會社知命堂病院變更
社員上村寅代吉ハ昭和九年三月十一日其出資額金五百圓ヲ社員奈成靜四郎ニ讓渡シテ退社シタルニ因リ奈成靜四郎ノ出資額ヲ金三千圓ト變更ス
昭和九年三月十四日登記　高田區裁判所

◉商業登記

◉合資會社下野洋服店解散
昭和九年三月七日總社員ノ同意ニ因リ解散ス
◉合資會社日刊埼玉新聞社變更
昭和九年三月十日總社員ノ同意ニ因リ左ノ者新ニ入社ス
無限　尾佐竹堅　東京市淀橋區西大久保一丁目三百六十五番地
◉合資會社設立
商號　荒川土地建物合資會社
本店　北足立郡六辻村大字別所千九百四十二番地
目的　土地建物ノ所有シ之ヲ他ニ賃貸シ及ヒ土地建物ノ賃貸ヲナスヲ目的トス
設立年月日　昭和九年三月十一日
代表社員ノ氏名　增田關治
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
金二千圓　無限　增田關治　新潟縣古志郡上組村大字曲新町千二百九十一番地
◉合資會社設立
商號　合資會社ト單手製造所
本店　長野縣北佐久郡蓼田村千九百三十番地
目的　編物製造販賣
設立年月日　昭和九年三月三日
社員ノ氏名住所出資ノ種類價格及責任
長野縣北佐久郡蓼田村千九百三十番地一金百圓無限今井寅太郎　同縣同郡同村同番地一金百圓有限中村久一郎　同縣同郡横島村二十八番地一金百圓有限永井寅治　同縣同郡蓼田村

本文
2197
5

◎法人登記

◉財團法人青島居留民團体奉済會變更
一昭和九年三月三十一日左記ノ者理事ニ重任ス
原田　元作　青島榮陵路百十二號
佐藤藤太郎　青島章邱路三號
關川　平三　青島鐵山路五十號
太田　健造　青島滄口路三十號
高尾　良平　青島青海路九號
倉脇　武治　青島寶山路三號
入百　寅藏　青島邱縣路
右昭和九年四月四日登記
在青島日本帝國總領事館

◎禁治産宣告

本籍東京市神田區三河町一丁目七番地
住所同市深川區多木町十番地
八木初太郎
明治二十二年六月六日生
右ニ對シ同所同番地配偶者八木タカノ申立ニ因リ當區裁判所ハ昭和九年四月二十一日禁治産ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和九年四月二十三日　東京區裁判所

本籍並住所新潟縣北魚沼郡城川村大字千谷川三百八十八番地
渡邊　義廣
明治三十八年三月六日生
右ニ對シ同所同番地渡邊龜吉ノ申立ニ因リ當裁判所ハ昭和九年四月二十一日禁治産ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和九年四月二十一日　長岡區裁判所

本籍平壤府新倉里二十一番地
住居大同郡林原面斎岩里四百七十二番地
鄭　周　善
明治三十六年三月十九日生
當裁判所ハ前記鄭周善ヲ心神喪失者ト認メ昭和九年四月二十日禁治産ノ宣告ヲ爲シタリ
昭和九年四月二十一日　平壤地方法院

◎監査委員選任

帝都土地株式會社ニ對スル昭和五年(ソ)第五三〇號破産事件ニ付昭和九年四月十九日午後一時ノ監査委員補缺選任ノ債權者集會ニ於テ後記二名ヲ監査委員ニ選任スル旨決議セラレタリ仍テ當裁判所ハ之ヲ相當ト認メ左ノ如ク決定ス
主文
右監査委員選任ノ決議ハ之ヲ認可ス
昭和九年四月二十三日　東京區裁判所
判事　江村高行
東京市本郷區追分町九十番地　長谷川太一郎
東京市麹町區三番町三十番地ノ二　吉村宗次

◎公示催告

當會社ハ株主總會ノ決議ニ因リ昭和九年四月十八日解散シタルニ付債權アル向ハ本年六月三十日迄ニ請求ノ申出相成度右期限内ニ申出ナキトキハ其債權ハ清算ヨリ除斥可致此段公告ス
昭和九年四月三十日
函館市東濱町二番地
第一印刷株式會社
清算人　渡邊熊四郎
同　澁谷金次郎
同　山崎松次郎
同　杉野三次郎

資本減少公告
當會社ハ昭和九年四月二十八日ノ臨時株主總會ニ於テ資本金六十七万五千圓ヲ三十三万七千五百圓ニ減少ノ決議致候ニ付異議アル債權者ハ昭和九年六月三十日迄ニ其旨御申出相成度商法ノ規定ニ依リ此段公告候也
昭和九年四月三十日
千代田木管株式會社

◎行旅死亡人

本籍住所氏名不詳推定年齢六十歳位男死體一人相特徴身長五尺二寸位體格瘠顔面長鼻隆眼耳口並色黒頭白髪混リ前上歯ナク下歯五本アルノミ衰弱シ居レリ著衣其他茶色古オーバ縦縞袷裏モ縦縞同上單衣古莫大小股引黒古ズボン古護謨長靴鳥打帽所持金品ナシ死體附近ニシタル紙片アリタリ
本籍石川縣能登郡飯塚村二六晋谷字吉五十二現住所小樽市稻穂町西五丁目㊎方ニテト記載
右本月二十四日本村大字漁村東一線南二十八號札幌浦河街道脇小屋内ニ死後推定一箇月位ノ死體發見同二十五日漁共同墓地ニ假埋葬シタリ心當リノ者ハ至急申出ツヘシ
昭和九年二月二十六日
北海道千歳郡惠庭村役場

本籍住所身分職業氏名年齢不詳推定年齢三十五六歳前後丈五尺二寸位ノ男棒縞ノ單衣ニ黒無地木綿ノ半纏ニ黒無尻外套ヲ著シメリンス様ノ帶ヲ締メ十文七分ノ護謨裏ノ地下足袋ヲ穿ツ所持金品ナシ
右去月十一日本村御石ケ澤ニ於テ死亡シ居タルヲ發見檢視濟ノ上假埋葬ス心當リノ者ハ當役場ニ申出テラレタシ
昭和九年四月二日
靜岡縣田方郡宇佐美村役場

本籍不詳年齢六十歳前後ノ男身長體格白骨體ナルヲ以テ詳細判明セサルモ丈五尺二寸位ニシテ白毛混リ前額部ヨリ禿ケ上リ顔細長キ方前門歯一枚義歯ニシテ金冠ヲ以テ止メ右第一臼歯(上)ヲ金冠ニテ包ミアリ死後約五箇月著衣木綿棒縞單衣一枚白木綿半袖襦袢一枚襦子紺足袋約十文一足幅二尺長サ四尺白木綿帶一筋及鼠色甲斐絹二尺幅長サ約一丈ノ兵兒帶一筋莫大小猿股一單衣ノ肩當ニ米穀一手塚長精米所高野商店電話七八九ト染抜キタル手拭ヲ使用携帶品櫻花模樣付手拭一筋
右昨八年十月三十日當村ニ於テ假埋葬ニ付シ置キタリ心當リノ者ハ當役場ニ申出ツヘシ
昭和九年三月一日
長野縣北安曇郡美麻村役場

本籍住所身分職業氏名年齢不詳推定年齢六十歳位ノ男人相特徴身長四尺六寸位色淺黒ク圓顔鼻低ク口大頭髪四五寸ニ切リ手入セス但シ火傷ノタメ多少變化アリ著衣及遺留品メリヤスシヤツ浴衣單衣紺單衣縦縞袷木綿及瓦斯袖無各一枚黒木綿脚絆地下足袋珠數
右去月二十日午後四時頃當市幸橋南詰下ニ於テ火傷ニ因ル心臓麻痺ニテ死亡セルヲ發見身分不詳ニ付正規ノ手續ヲ了シ假埋葬ニ付シタリ
昭和九年四月
福井市役所

◎日本銀行週報

◉兌換銀行券發行高每週平均高報告(自昭和九年四月二十二日至昭和九年四月二十八日)

發行兌換銀行券		一,二九五,七八六,七一〇·〇〇〇円
準備	金貨及金地金	四二六,四五九,〇一二·〇〇〇
保證	公債	三八一,二六二,二六八·〇〇〇
	政府證券	二二,〇〇〇,〇〇〇·〇〇〇
	手形	八四,二〇五,五七八·〇〇〇
		二八一,八五九,八五二·〇〇〇
	合計	七六九,三二七,六九八·〇〇〇

◉營業每週報告(昭和九年四月二十八日)

負債ノ部

資本金		六〇,〇〇〇,〇〇〇·〇〇〇円
積立金及損益金		一三八,四七七,九六二·二六九
發行兌換銀行券		一,二七一,七一八,五二八·五〇〇
政府預金	政府當座預金	一〇一,九二〇,五五一·五六四
	其他	一五二,一四七,二三二·五八二
	計	二五四,〇六七,七八四·一四六
一般預金		七五,五一一,三五三·〇四〇
小額紙幣準備寄託金		一一,一六〇,〇〇〇·〇〇〇
其他		一三〇,七五二,〇八五·七四九
總計		一,九四一,六八七,七一三·七〇四

資產ノ部

拂込未濟資本金		一五,〇〇〇,〇〇〇·〇〇〇
現金及地金	金貨及金地金	四二八,六二一,七八九·五三〇
	其他	四二,二五八,八〇二·四七〇
	計	四七〇,八八〇,五九二·〇〇〇
割引手形		六二二,一一〇,三四八·〇九〇
政府法定貸金		二二,〇〇〇,〇〇〇·〇〇〇
政府一時貸金		七,二三〇,四四七·九七〇
貸付金		二七,六六三,二二九·三六〇
外國爲替貸金		一〇一,一五四,三五八·六七〇
公債		四九三,九三四,八九三·三八〇
代理店勘定		一〇二,二〇五,五三四·六九二
政府勘定特殊現金		四九,七八六,二〇九·五三四
小額紙幣準備保管金		一一,一六〇,〇〇〇·〇〇〇
其他		一八,五六二,一〇〇·〇〇八
總計		一,九四一,六八七,七一三·七〇四

昭和九年五月一日
日本銀行

正誤
去月十日本欄華族世襲財産ノ項中二五六頁一段二行六一八三番畑ノ六。ノ字ハ印刷不鮮明ノ分モアルヘシ

◎外國郵便物東京中央郵便局締切日時表

行先	普通通常 月日時	書留 月日時	小包 月日時	郵便船出帆港	船名
●米國、加奈陀、南米等行	五、五後零10	五、三前11、五0	—	横濱	平安丸
●南支那、香港、フイリッピン群島、海峡殖民地、英領印度等行	同　四前八半	同　三後10	—	門司	筥崎丸
	同　五前八半	同　四後10	—	神戸	プレシデント、クーリッヂ號
	同　六前八半	同　五後10	五、四後四	門司	はばな丸
●加奈陀、米國、南米等行	同　七前八半	同　六後三	同　六後四	同	秋田丸
	同　五後二、10	同　五後一、五0	同　六前九半	横濱	プレシデント、グラント號

(備考)はばな丸及秋田丸ノ小包ハ神戸局送トス

株式會社 第一銀行
資本金　五千七百五拾萬圓(拂込濟)
法定準備金　五千七百五拾萬圓
別途準備金　七百貳拾萬圓
東京市麹町區丸ノ内一丁目一番地
支店所在地　東京、横濱、豐橋、名古屋、四日市、京都
大阪、神戸、廣島、下關、門司、小倉
福岡、久留米、熊本、函館、小樽、札幌
宇都宮、足利、栃木、佐野、桐生、館林
京城、釜山

賴山陽先生名著
縮刷版
改版 邦文日本外史
池邊義象先生譯述
建武中興六百年記念出版
待望のポケット型 縮刷版 出で愈々益々白熱的大好評!
携帶至便
申込殺到

縮刷版發刊の趣旨は
官報(第二一六一號)三月十七日の紙上に掲載してあります
賴山陽先生の百年祭に當つて不朽の寶典、邦文日本外史の改組を斷行した弊院は、建武中興六百年を記念して、縮刷版の新裝した本書を貴下に贈るの光榮をよろこぶ。
舊菊判は絢爛豪華實に書齋の美觀として諸彦の賞讃を博したが、車中等で讀書する事多き今日に於ては携帶に不便であると云ふ御注意を受たので、縮刷版を刊行し、この點を全く淸算したのである。典雅淸楚な携帶用新型は諸君の滿足を得ると信じて疑はない。
建武中興六百年記念として
縮刷版を刊行し驚異的短期
特價九拾錢にて貴下に贈る
今回の縮刷版は鮮明無比なオフセット刷で、格價は驚くべき奉仕的廉價を以て提供するのである。全國諸賢の熱烈なる御支持を乞ふ。
縮刷版が出た!!
感じのよい本だ
印刷が鮮明で頗るよい本だ
安いのに驚いた
體裁　總クロース製本金模樣金文字箔押・美裝函入・オフセット印刷鮮明・別抄紙・菊半截ポケット型・七百八十餘頁
口繪　賴山陽先生肖像及筆蹟　德富蘇峰先生題字
定價と特價　●定價金壹圓五拾錢　●記念短期特價九拾錢　送料 內地十四錢 海外二十錢
送金　讀本後即時拂込、又は其月末迄に御拂込の事
東京市麹町區九段坂上・靖國神社側　三陽書院　振替東京六一二五五番　電話九段三八九二番

特許 34年型

謄寫版の最高權威
眞價ハ品ニ
新ニ特許ヲ得タル「インキ」盤抽斗裝置「原紙」一齊締付裝置
東京市日本橋區橋町三丁目
第一謄寫堂
電話浪花 一〇九二番 一一四三番
支店及出張所 大阪・福岡・京城・札幌

昭五會 債券公債
[illegible]
組合せ債券
右直月二日發表の際は臨時改正御用命大至急
▲印來月クジ當選
[illegible]

東京市麹町十丁目(九丁目電停前)
株式 日本厚生會社
電話九段二一七〇・二二〇六・八〇六・六六七番
振替東京三〇八三九番
六月籤 債券豫約金
ヨヤクは現物の保管してある確實な昭五會で! 案内送呈
割引三回、八十二回 復興一回、九回 一枚七十錢 二枚一圓三十錢 五枚三圓 十枚五圓五十錢 二十枚十圓
六十六回、七十回、復興九回五圓券 五分利債券 二枚八十錢 五枚一圓七十五錢 十枚三圓 二十枚五圓五十錢
△割引三回同番組特賣
六千圓 二通組 二十七圓 ヨ 二·〇〇
九千圓 三通組 四十一圓半 ヨ 三·〇〇
一万二千圓 四通組 五十七圓 ヤ 四·五〇
一万五千圓 五通組 七十三圓 ク 六·〇〇
九千圓 復興一回 三通組 四十八圓 豫約四圓
債券擔保の金融及御買增しは極力勉强!
東京市日本橋區本町三丁目五番地
原忠三郎商店
電話日本橋七四番・七五番・七六番
振替東京六一三三六番

通信教授 新南畫講座
南畫は誰れにも畫ける
講師は松林桂月、小室翠雲…
申込所 東京市麹町九段中坂上 資文堂

正誤
去月二十六日本欄六九七頁掲載神戸市債繰上償還公告中六分利附第二回築港公債けふ號一九〇、〇〇〇圓支拂期日「五月一日」トアルハ「五月二日」ノ誤植

第2197号 本文

官報　第二二九七號　昭和九年五月二日　水曜日
明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

耐火安全書庫
並ニ輕量金庫
許特實專
製材木火耐
特長
耐火
廉價
輕量
通信省に四百數十台納入し絶對信頼を受く
日本銀行新築證券保管庫
壹千參百六拾個
納入の光榮に浴す
【型錄呈】
登錄商標 ノリツ式
鋼鐵事務家具
許特案閉新 證號 ノリツケース（書類整理棚出窓型）
書類箱 書類戸棚 陳列棚 營業台 卓 椅子 衣服棚
會商口山 社會資合
電話銀座三三七七番・三三七八番 東京市麹町區永田町一丁目一番地 帝國生命ビル一階 東京中央郵便局私書箱第一二〇五號
カバン專門
電話銀座三百六十番
東京市芝區田村町一丁目一番地（角町鄉本田櫻芝區芝）
鈴木カバン店
ダルマ徽章
マーク カップ 團旗 カタログ進呈
東亞徽章製作所
東京市京橋區二丁目三
出張所 東京市日本橋區日本橋北詰 電話 岡市 箔屋町一八 京城府南大門通三丁目 呉 佐世保 横須賀 舞鶴
帝麻 布ホース
消防 ポンプ
角 ゴム製品
大阪西區立賣堀南通六丁目
株式會社 赤尾保商店
電話新町五四八・五四九
專賣特許 邦文自動紙送謄寫機
昭和九年は 謄寫機時代
其能率は 輪轉機をも凌ぐ
型錄拜呈
日本タイプライター株式會社
本社 東京市京橋區京橋一ノ三
支店 大阪・名古屋・福岡・札幌・仙臺・新潟・金澤・廣島・高松・熊本
京城・哈爾濱・奉天・台北
携行用小型直流發電機
國產 ホームライト 日米特許
（ガソリン發動機直結）
進呈
株式會社 東京計器製作所製造
日本一手販賣店
株式會社 八洲商會
東京市京橋區木挽町八丁目四番地
電話銀座（57）2339番 2340番 2341番 2342番

定價 一ケ月 九十五錢 一圓八十錢 外國郵便ニ各倍額
廣告料 本公告 六號二行 三十錢 五號五行 四圓十錢
發行所 東京市麹町區大手町 內閣印刷局
電話麹町（59）四四〇番

（本書ノ大サハ國定規格A4判）

本文 2197 5

雑報 542

イギリスの通商政策

外務省通商局

イギリス產業聯合會が國內市場の擁護と、輸出貿易振興のために、從來時に應じて聲明書を發表し、政府に對して種々獻策するところがあつたが、その後外國側の各種狀況の變化もあることであり、今やイギリスの通商政策を明瞭にし、かつ一層强化すべき秋いたれりとして、首題の如き報告書を作成し、今般政府に提出した。

この報告書は先づ國內市場を脅威する要因および對外輸出貿易の發展を阻害する理由を列擧して、もつてイギリス產業の蒙る脅威の根據を明かにしたる後、これに對抗する手段として種々の具體策を揭げてゐる。

先づ國內市場を脅威する要因として、左の四點を指摘してゐる。

（イ）イギリス品の競爭を不可能ならしめるほど、イギリスと著しく懸隔ある生活標準國の競爭の增加。

（ロ）外國貨幣價値がますます競爭的に引下られんとする危險があるが、この貨幣價値の引下はそれ等諸國に對して、相當長期間にわたり輸出上の利益を與へることゝなり、從つてイギリス品の競爭が不可能となること。

（ハ）外國側の輸出商品ならびにサーヴイスに對する、直接または間接の補助。

（ニ）その他の形態による不正競爭ならびにダンピング。

これ等は何れも國內市場を攪亂するに止らず、またイギリス輸出貿易阻害の要因に數へることができるし、更に特に輸出を脅威する重大なる理由として、左の三點を擧げてゐる。

（イ）外國側がその一般輸入額および特定國產品の輸入を統制せんがために、また時にはこれをもつてバーゲーニング・パワーに利用せんがために、クオータ制を採用することが旺になつたが、これ等クオータの中にはイギリスに對して、決定的に差別的の場合もあること。

（ロ）ある外國の他外國に對する輸出補助は、海外市場においてイギリス品が、不正競爭を受けることになり、その結果イギリス輸出貿易を減少するにいたること。

（ハ）外國側が輸出商品支拂に充當し得べき爲替に、制限やクオータを設ける傾向が增加して來たが、これは直接的でないけれども、輸入制限の有效手段で、こゝにもまたかゝる規定にイギリスを差別待遇する場合があつて、イギリスの輸出貿易を危くする。

これ等外國側の採る手段は、結果においてはもちろん、イギリス輸出貿易を阻止するものなることが明かであるが、中にはこの阻止を目的として故意にこの種方法を講ずる國もしばしばあるが、けだしそれ等外國に取りイギリス市場は重要なる價値を有するから、これによつて抑てイギリスより讓步を獲得せんとする腹であつて、あまり蟲が好過ぎるとしてゐる。

對抗策として右の如き狀勢に鑑み、該產業聯合會は、イギリス政府が時と場合に應じて、直に有效なる對抗手段を採り得るやう權限を具備すべきであるが、しかし單に上述の如き障害に對應するだけの政策では不充分で、現在の危險に對處する受動的政策より進んで、イギリス貿易の伸展を目的とする積極的政策でなければならないとしてゐる。

報告書によると、イギリスの採るべき途は（一）戰前の國際貿易制度の回復に對する國際的協同を目標として、（もつともこれは先般世界經濟會議では、現狀をもつてしては實現不可能とせられたが）これを固執するか、または（二）公平なる基礎に立てイギリスを待遇するの意志あり、かつその可能性ある諸國との貿易增進に便するために、有利なる協定締結に努めるといふ一層制限された範圍內の目標に向つて力を注ぐかの二途の何れかにあるが、聯合會の考へでは後者をもつて適當と思考するとて、相互主義による協定締結の方針を是認してゐるが、何れにしてもかゝる政策を遂行するに當つて、大なる障害をなすものは、最惠國條款であつてこの條款は現代經濟界の實狀に即せないだけでなく、各種の方法によつてこれを裏切るやうな國も多數ある。しかし本條款を包含するあらゆる通商條約を破棄するにおいては、同時にこれ等條約を改訂するために混亂を招くおそれがあるから、イギリスはこれがために不利を蒙るであらう。しかし、他國がイギリス輸出貿易を不當に遇する廉をもつて、最惠國待遇撤廢の外、その他の手段を採ることを正當著けられるやうな場合が起るべく、その場合には最惠國待遇を許與する該條約を破棄して、當該國の生產品には三段關稅の最高率を課すべきであるとし、次いで前述の如き問題を處理するにあたり、政府は短期間の豫告によつて對策を講じ得るやう、卽時武裝すべしとて、左の數項を揭げてゐる。

（イ）如何なる外國よりの如何なる輸入品に對しても、クオータを課し得る權限。

右は特定年の輸入數量を基礎とし、すべての國に適用せらるゝ一般クオータを課す權限、または特定年を基準として、一國またはそれ以上の國に對してのみ適用せらるべきクオータ、或はイギリス政府の決定を基礎としたクオータを如何なる國に對しても課し得る權限を含む。

（ロ）イギリスの利益を防護するために必要ならば、外國爲替を調節する權限。

（ハ）左の場合には當該國の輸入品に特別稅を課する權限。

（一）イギリス市場において原產國におけるよりも安値で、その生產品が販賣される場合。

地學上より見たる霧島

理學博士　脇水鐵五郎

本國立公園は霧島火山が主體となつてゐる。霧島火山は雲仙火山のやうな一個獨立の集成火山ではない。むしろ數多の獨立火山の集合團であるといつた方が當つてゐる。この點で日光火山と型式を同うする。

この一團の火山群は霧島火山脈または琉球火山脈と呼ばれて、九州中部の大火山たる阿蘇山に端を發し霧島、櫻島、開聞等の諸火山を經て、薩南の川邊諸島から琉球列島の內側に走つてゐる、大火山脈の中に屬する最大の火山群で、この火山脈は輝石安山岩を主要の熔岩とする點が、雲仙火山の屬する山陰火山脈と異なつてゐる。

なほこの火山には阿蘇、霧島、櫻島、口之永良部島、諏訪之瀬島、鳥島等幾多の活火山が現存し、この點においても山陰火山脈と異つてゐる。

かく見て來ると、九州において北に雲仙、南に霧島、中に阿蘇と三つの異なつた型式の火山若くは火山群が國立公園に選入されたのも決して偶然ではなく、相當の理由あることで、一を選んで他を棄つべからず、九州には三つは多いといふ說などは取るに足らない淺薄論であると私は思ふ。

霧島山は一に襲山といひ、古へより天孫降臨の地と稱せられ、わが建國の歷史と離るべからざる靈地たることは、本國立公園の價値をして一層重大ならしめることはいふまでもないが、その山容の偉大な點において、その眺望の絕佳な點において、その森林の原始的な點において、その火口湖に富める點において、またその溫泉の多い點において、本國立公園は他の國立公園に勝れる幾多の美點を有する。

この火山群に屬する火山の數は、全部で二十三座あるが、これを噴出の時代に從つて新舊の二群に分けると、舊期に屬するものは北から數へて（一）蝦野岳（二）白鳥山（三）白鳥御池（四）大浪

付録

第2197号付録

(二)　その輸出が爲替低落の結果として、一種の保護を享有する場合。

(三)　直接または間接に輸出補助金を交付する場合。

これ等對策のうち、或部分殊にクオータに關する部分は、これを直に適用するには條約上の障害あるべきにつき、上掲の如き權限を獲得するのには先づもつて行動の自由を得ることが必要となるべく、これがためには或種の條約破棄または改訂の必要なる場合があるかも知れないが、これもまた止むを得ないとし、暫定的には爲替の調節や、特別稅の賦課の方法が適用し得るのであらうといひ、なほ國內市場および輸出貿易を脅威する前述の如き事項は、オッタワ協定の現在および將來の利益を實質的に破壞するおそれあるものであるから、オッタワ協定參加國自身およびイギリス帝國內相互貿易の利益のために、イギリス帝國內各地が共同動作に出るやう、各地政府と談合せんことを勸奬してゐる。(松山商務參事官の報告)

空の國防（その一）

陸軍省軍事調査部

▼驚くべき航空の發達　航空最近の發達はまことに驚くべき狀態で、その異常の發達はこれが運用にも大變革を持ち來たした。

さきに、一九三一年十四機編隊をもつて、アフリカのボラマー——ブラジルのナタール間南大西洋橫斷飛行を敢行したイタリー空軍は、昨一九三三年六月、バルボ空相直接指揮の下に、サボイヤS五五號飛行艇二十四機の編隊をもつて、イタリーのオルベテロ——アメリカのシカゴ間北大西洋の橫斷飛行に成功し、航空史上に劃期的大記錄を樹立した。今や航空機は陸上海面何れにも離著して、いたつて短時間に遠く大距離を翔破し、立體的に活動し、最も機動に富む强大なる攻勢的武力となつた。

民間航空の發達もまた驚くべき勢であり、各種のレコードは急速にその飛躍を見せ、巨大有力なる新型機は、續々と考案建造され、これ等は何れも一朝有事の際、たゞちに軍用に轉用せられる關係にある。例へば、ソヴイエトロシヤのA・N・T九型、K五型、A・N・T一四型等皆そうであるが、ソヴイエト・プリヤト紙の報ずるところによれば、最近建造に著手したところの巨大飛行機マキシム・ゴリキー號の如きは、發動機六箇、總計六、〇〇〇——七、〇〇〇馬力、燃料搭載量二、〇〇〇粁分(無著陸)、最大速度二二〇——二四〇粁、乘客七〇名、裝置　無電裝置、ラジオ放送、テレビジョン、寫眞機および活動寫眞、印刷機等の諸元性能を有してゐる。これをかの一九〇三年アメリカのライト兄弟が石油エンジン取付のライト式複葉機を創作し、始めて空中に舞ひ上り十二秒間に二百三十六メートル六〇を飛行した當時に比べると、誠に隔世の感がある。

▼空中武力發展の歷史的經過　その概要を摘記すれば、

第一期(研究時代)　一九〇三年から一九一三年にいたる十一年間は研究時代であつた。卽ち飛行機の發明に引續き、各國共專らこれが設計、試驗、研究に沒頭し、大戰勃發までにその性能に多少の向上を來たし、イギリス、ドイツ、フランス等に極めて少數の航空部隊を創設したが、軍事上各種の裝備にいたつては、全然見るべきものがなかつた。

第二期(大戰間の發達時代)　一九一四——一八年の五箇年間は第一期において研究を遂げた飛行機の軍用化時代で、大戰間逐次各種飛行機が出現し、その質の優劣、量の多寡がたゞちに戰鬪の勝負に大きな影響をおよぼすにいたつた。これがため各國は競つてその質の向上を圖り、かつ成し得る限り多量を製作し、これが活用に努めた。その結果世界大戰は端なくも飛行機の實用時代を生んだのである。

第三期(停頓時代)　一九一九——二二年の四箇年間は一時停頓時代を形成した。卽ち大戰による各國の創痍は已むなく空軍を縮少整理しなければならないことに立ちいたつた。部隊の減少、人員器材の整理を斷行した。しかしながら、各國は大戰中に味つた空中威力に將來を期待し、ひそかにその技術的研究を續行奬勵する一方、人員器材を民間航空に轉用消化することに力めた結果、民間航空の發達を直接間接に促して來た。

第四期(整備時代)　一九二三年以降は正に整備時代といふべく、卽ちフランスが對ドイツ、對イギリス政策のため、一九二三年急遽巨大の航空擴充案を決定し、一九二五年までに完成すべく驀起し、さらに一九二八年には遂に空軍を獨立し航空省を創設した。イギリスは大戰後卽ち一九一七年早くも空軍省を設置し國防の將來を畫策したが、フランスの擴充案に刺戟され第一次第二次と連續的に擴張案を樹てゝこれに對抗し、イタリーまた一九二二年ムッソリニーが政權を握るや、航空豫算に二億八千萬リラを計上し、次いで一九二五年大改革を斷行して空軍省を設け大空軍建設の步を進め出した。

ドイツは戰後條約の制限より軍事航空を全廢するの已むなきに立ちいたつたが、鋭意これを排して航空工業の回復發達に志し、極度に民間航空を發達させ、また條約に牴觸しない範圍において軍部としての準備に遺憾のないことを期してゐるだけでなく、昨一九三三年には遂に航空獨立の基礎たるドイツ聯邦航空長官の任命を見るにいたつた。

アメリカもまた一九二三年以來、擴張に擴張をもつてし、いはゆる世界第一の意氣をもつて航空威力の大成を企圖してゐることは周知の事實である。また支那は、數年前から列强の援助を得て航空の發展を企圖してゐたが、滿洲事變および上海事件特に熱河作戰に苦杯をなめた結果、航空救國を高唱するにいたり、歐米列强殊にアメリカの指導の下に空軍三年計畫を樹て、著々これが整備に努めてゐる。

ソヴイエトロシヤは一九一八年國內戰終熄するや「万事を措いて空に」の標語の下に官民擧つて航空に熱中し、一九二三年約二十中隊であつた陸軍航空隊は一九二八年には百四中隊になり、最近さらに第二次五箇年計畫によつて、大空軍の建設に鋭意努力中であつて、一九三四年初當においては二百四十二中隊、飛行機數三千機以上、外に氣球十三中隊、航空船二中隊の大陣容を示し、その徹底した經濟的努力に基く飛躍振りは目ざましいものである。

以上のやうに、各國は航空國防の急を痛感して著々これが整備に進んでゐるが、わが國航空の經過をみるに、第一期の研究時代には列强に比し、必ずしも立ち遲れてはゐなかつたが、第二期においては世界大戰の直接の刺戟を受けなかつたので、甚だしく航空威力充實において立ち遲れ、第三期になつて漸く覺醒して列强に追及しやうと努めたのであるが、列强が第四期にいたつて一大躍進を始めたために、再び大なる懸隔を來たし、容易に追隨し得ない狀勢にある。殊に空中武力の第二線ともいふべき、民間航空においては、列强に比して甚だしく遜色がある。

印度民間死藏金塊の輸出問題（その一）

橫濱正金銀行調査課

貴金屬死藏沿革とその數量　古來異民族の襲來或は內亂頻發の結果、人民はその財產所有の形式を携帶逃亡隱藏に最も便利な金銀珠玉の蓄積に選び、これを身に纏ひ或は深く死藏して凶作饑饉時に備へる風習を生じた。また結婚に際し妻の生涯を保證するに足るべき金銀珠玉の身邊裝飾品を階級に應じ、女の兩親側または夫側から贈らなければならない。その他冠婚誕生日等における贈答品として、貴金屬製品が用ゐられることがおびたゞしいものである。それであるから、毎年晩春の印度結婚季節前、世界銀塊市場に印度Bazaarの需要輻輳し季節的騰貴を見るのが常であつた。(冠はBrhmin階級では、男子十一歲の成年式に相當し、結婚同樣極めて盛大に行はれる)。

近年においてもなほ郵便貯金銀行預金證券投資の近代的貯蓄投資機關の利用は都會地に限られ、奥地一般には依然貴金屬死藏をもつて安全かつ便利なる價値貯藏方法とせられてゐる。何れの國でも同樣であるが、印度婦人は殊に貴金屬に對する愛好心强く指耳鼻腕首輪はもちろん、兩足首に一箇十四五オンスもする銀太輪數箇(金の足輪は王族に限り用ひられる)を著くる等到底當國內の實情を見ないものゝ想像もおよばざるところであり、奥地より出廻る潰し金銀塊中には、幅一寸厚さ一分長さ三尺見當の銀製鎖形腹帶さへもあつて、Bazaarの見學者を驚かしてゐる。

卽ち、古より年々巨額の貿易出超尻は、貴金屬殊に銀塊をもつて輸入して來たが、二十世紀に入つてからは金銀その地位を轉じ主として金塊を吸收したのである。試みに九十八年間にわたる貿易統計より、印度の金銀吸收高を摘記して見ると、次表の通りであつて、一八三五年より一昨年卽ち金塊輸出開始前までの九十六年間に、實に七十一億七千四百餘万ルピの金塊が印度に吸收されてゐる事實を發見するが、この外更に國內產金數千年來の蓄積およびボア戰爭中南阿方面より流入し、貿易統計に現はれない金塊を合すれば、印度金塊死藏量百億ルピと稱しても必ずしも無稽の想像ではない。

	金塊	銀塊
一八三五—四四	三三、九七〇,000	二〇五、五五〇,000
一八四五—五四	一〇三、八三〇,000	一五三、二七〇,000
一八五五—六四	五〇一、九五〇,000	一、〇〇三、〇三〇,000
一八六五—七四	三六五、七八〇,000	六三四、六〇〇,000
一八七五—八四	二五六、三五〇,000	六五六、七四〇,000
一八八五—九四	一六三、六七〇,000	一、〇四二、八五〇,000
一八九五—九〇四	三六八、八一五,000	七九〇、四〇三,000
一九〇五—一四	一、八三四、二七五,000	一、三五八、一八四,000
一九一五—二四	二、一〇四、六七五,000	二、一八四、三五七,000
九九二五—三〇	一、二〇四、二七八,000	七九五、〇〇一,000

農村疲弊と金本位停止前の金塊出現　しかるに、近年の世界的不況は農業國において打擊最も甚だしく、當國農民は作物市價の崩落にかゝはらず、地代金利等の金錢債務負擔毫も輕減されざるのみか、却て地租を始め消費稅その他の一般公課の增加に逢ひ、疲弊困憊その極に達した結果、一九三一年春よりぼつ／＼これ等死藏金塊は銀塊と共に、質入れ或は賣却するもの現はれ、いはゆるDistressの孟買市場流入を見るにいたつた。

(イ)爲替平價問題と金塊買煽　時あだかも當國政府財政逼迫と一般財界不振のため英印の平價支持が著しく困難となり、平價切下論猖獗を極め、先物爲替は採算を無視して買煽はれ、銀行地金銀商貿易關係業者は爭つて好率先物爲替のCoverに金塊を買漁りたる結果、當國金塊相場は二十一ルピ三安十杯の法定買入値段に對し、一、二月中の市價は二十一ルピ五安四杯乃至二十一ルピ八安の高値を呼び、とみに死藏金塊の市場誘引の機運を促進した。

(ロ)イギリス國金本位停止前の金塊出廻と金流出の眞相　一九三一年三、四月の交にいたり爲替市場は、イギリス政府の印度財政援助支持の聲明により、一先づ落付模樣となり、金塊は滔々として孟買市場に流入し、既にイギリスの金本位停止以前において法定價格をもつて、造幣局に買上げられたものRs.九一、二〇〇、〇〇〇、海外に輸出されたものRs.一八、四〇〇、〇〇〇に達した。卽ち當地死藏金塊は、從來金銀市場或は貨幣的使途への再現性最も乏しいものとされてゐたが、イギリスの金本位停止に先立ち需要側においては英印爲替採算上買煽はれ、供給側においては農民窮迫の結果手放しの餘儀なかりしため、兩者因果錯雜して孟買市場に誘引されるにいたつたのである。

池(五)韓國岳(六)獅子戶岳(七)大幡山(八)大幡池(九)兜守岳(一〇)矢岳(一一)龍王岳(一二)小池(一三)御池の十三座。新規に屬するものは(一)飯盛山(二)甑岳(三)不動池(四)硫黃山(五)丸岡山(六)新燃鉢(七)中岳(八)二ッ石(九)高千穗峯(一〇)御鉢の十座である。

これ等新舊の火山は大體北西より南東に向つて延長二十キロにわたる一縱列をなしてゐるが、これに直交する橫列もある。卽ち、蝦野、白鳥および御池、甑の三山は東北——西南に一橫列をなし、韓國岳と大浪池の二つおよび新燃、大幡池、丸岡山、兜守岳の五つもまた同じ方面に一橫列をなしてゐる。この縱橫二列は霧島火山脈の方向(南北)に對しては共にダイヤゴナルの方向を取るものなるが、縱列の南端をなせる御鉢、高千穗、二ッ石、小池、御池の五つはほゞ東西に近い方向をとつてゐる。

嶽之湯溫泉の東にそびえる栗野岳と、湯之野溫泉の西に峙つ烏帽子岳とは、共に火山に相違ないが、上記の霧島火山群の諸火山が噴出する前よりあつた古い火山であるから、霧島火山より除外すべしとは、霧島火山を精査した小田學士の說であるが、岩石の似寄の點からいふと御池と小池の二つも烏帽子岳と同列の古い火山でないと思はれる節がある。また栗野岳の熔岩が蝦野岳や白鳥山の熔岩によつて被覆されてゐることは事實であるが、これを霧島火山群より除外すべきか、或は烏帽子岳、御池、小池等と共に霧島火山第一期活動の際の火山とみなすを正とすべきか、この邊はなほ研究の餘地があるものと思ふ。

右に述べた二十有三の火山の中で、東南寄の高千穗峯(標高一、五七四メートル)と西北寄の韓國岳(標高一、七〇〇メートル)とが群を拔いて高く峙ち、山容も秀麗であるところから、古來前者を東霧島山或は單に東岳、後者を西霧島山或は單に西岳と呼んでゐる。かく兩者は古來對等的に考へられてゐるも、火山噴起の歷史からいふと前者は新期火山群の霸者であり、後者は舊期火山群の王者である。前者は火口の中にトロイドを噴出したために火口に凹みはなくて山頂は尖り、後者は山頂に擂鉢形の大火口を存し、前者は有史後に活動の記錄を有し、後者にはそれがない等種々の點において兩者は異つてゐる。卽ち、兩者は等しいものゝ兩大關ではなくて、異なつたものゝ二代表であるといはなければならない。

各火山の性狀を一々記することは煩はしいからこの際これを避け、たゞ著しい形のもの二三を記して見やうと思ふ。

元來日本の火山群中で、霧島火山群ほど整つた形のコニード若くはホマートを多く有してゐる火山群はないが、殊に火口に水を湛へてゐる火口湖の標式的のものゝ多く存する點においては霧島は確に海內無雙である。

そのうちについて、韓國山下の大浪池は最も大であると同時に最も代表的のものである。火口は殆んど正圓をなし、火口壁の直徑は約一、一〇〇メートル、內側は約二〇〇メートルの絕壁をなして水面に下る。池の形もまた正圓に近くて徑約五〇〇メートルに達するが、季節によつて增減する。火口の外側は約二五度の斜角をもつて四方に下り、遠望は立派な截頭圓錐形をしてゐる。

新燃は東岳と西岳の中間にある活火山で、山體偏平なるも頂上に大火口を開く、火口は三段をなし、口底に小池を存する。高千穗峯の西山腹に寄りかゝつてゐる御鉢も完全な火口を有するコニード式火山で、火口の深さは一〇〇メートルに達する。近年霧島の活動を傳へられるのは多くこの火山の活動である。その他白鳥池、不動池、白鳥御池、小池、御池等もまた火口としても火口湖としても理想的のものである。

をはりに臨み、溫泉の多いことは前に述べたやうに霧島國立公園の特色の一で、その數三十有餘におよび、種類としては鹽類泉、硫黃泉、アルカリ炭酸泉、含鐵炭酸泉、炭酸泉、單純泉等各種のものを含み、湯量の豐富なものもすくなくないが、旅館および浴槽の設備が不完全なために未だ多く世に著はれるにいたらない。しかし國立公園として施設が進捗するに從つて追々世に出ることゝ思ふ。目下施設のやゝ見るべきものあるは霧島溫泉と稱する明礬、硫黃、榮之尾の三溫泉で、湯量豐富かつ相去ること遠からず、自ら霧島公園の中心地たるの觀を呈してゐる。

第 2197 号 付録

學校給食の身體におよぼした影響　（その三）

文部大臣官房體育課

奈　良　給食實施後一般的に體重を増加し、活氣を生じ、從來缺席勝なものも好みて就學するやうになつた。

和歌山　給食實施後なほ短時日にして著しい影響は認め得ざるも、左のやうな諸事項に徴し兒童身體に良好な結果は疑はない。一、少數の學校において調査したところによれば、一般體重増加を來す　二、皮膚榮養殊に血色良くなり、同時に兒童元氣を增し動作活潑となる。

鳥　取　一、體重やゝ增加する　二、一般に血色良好、動作敏活となる　三、學習態度良好となる。

岡　山　學校給食實施後兒童の身體發育ならびに榮養狀態が、給食の前後において如何に影響せるか、詳細なる實際調査は極めて困難であるが、學校醫の定期身體檢査の結果に徴し、實施前に比すれば榮養狀態佳良にして動作も活潑となり、出席狀況も良好となつたことを認める。なほ、學校兒童の偏食矯正に多大の效果あつたことが認められる。

廣　島　體重增加率高く、血色良好となり、かつ學習狀態良好であるとする學校が多いが、未だ具體的調査の參考となすべきものはない。たゞし給食兒童に對しては每月身長、體重その他必要な事項について身體檢査を行はしめつゝあるから、實施後一箇年の後には相當有力な資料を得られる見込である。

山　口　榮養不良兒童の榮養を漸次良好ならしめ、兒童の偏食を矯正し健康增進に好結果をもたらす。

香　川　本縣は學校給食の施設および實施がおくれたため、兒童身體におよぼした影響については、計數的調査物はないが、概して榮養不良は學校において統一した晝食を攝取せしめるため、身體の發育順調にして、病弱兒童の減少しつゝあるのはよろこばしい現象と認められる。卽ち、學校給食實施の結果、身長、體重等均齊せる發育をなしつゝあるのは、好結果を示しつゝあるものと思はれる。

愛　媛　給食前に比し身體良好となりつゝあるのを認める。詳細は目下調査中にある。

高　知　短期間の實施につき、著しい影響を認めることはできないが、一般に出席良好、動作活潑となり、相當效果があつたものゝやうである。

佐　賀　實施後日なほ淺いために、兒童身體におよぼした影響に關しては調査しないが、一般に良好な效果をもたらしつゝありと認める。

長　崎　左記の通りであつて、身體學科方面に相當の效果を認める。

身體方面　發育方面に良影響ありと認めるものの五九三人　榮養方面に良影響ありと認めるものの一、〇五七人　健康方面に良影響ありと認めるもの七三七人　成績の認められないもの一、一六八人　計三、五五五人。

學科方面　知能方面に良影響ありと認めるものの三三五人　運動方面に良影響ありと認めるものの一、〇五九人　學習方面に良影響ありと認めるもの八三八人　成績の認められないもの一、六二九人　計三、四〇一人。

大　分　施設後日なほ淺いが、一般に好影響を與へつゝある。

宮　崎　一、兒童の心狀輕快なるを認める　二、體重の增加したことを認める　三、血色良好なるを認める　四、師弟間の親しみを增す　五、欠席の減少を認める　六、運動各々に對し持久力增進したものが多い　七、睡眠狀態良好なるものが多い　八、學習狀態に落付を認める。

沖　繩　一、食慾の增進したこと　二、血色がよくなつたこと　三、元氣がよくなつたこと　四、動作が活潑となつたこと　五、運動後の疲勞の減少したこと　六、榮養良好となつたこと。（をはり）

最近官廳刊行圖書抄報

左記は各官廳近刊圖書中當局へ到著分の一部

◎昭和九年度帝國豫算綱要　（大藏省）
內閣印刷局發賣（東京麴町區大手町）三〇錢 送料共
◎大日本史料　第七編之五　後小松天皇　自應永八年五月 至同九年十二月　（東京帝國大學）
同大學史料編纂所發賣（同校內）七圓 送料三二錢
◎大阪工業試驗所報告　第一四回第二號　（同所）
工政會發賣（東京、麴町區丸ノ內、有樂館內）五八錢 送料四錢
◎海外市場便覽　（中米諸國の部）　（外務省）
◎昭和八年地方財政概要　（內務省）
◎戰時に對する戰力の統制に就て　（陸軍省）
◎海軍廳衙及官職名等ノ英佛譯　（海軍省）
◎遞信一覽　第四二回　（遞信省）
◎昭和六年度電車區間內相互發著關係驛別旅客人員年報　（鐵道省）
◎外地ニ行ハルル法律調　（拓務省）
◎朝鮮史　第五編第三卷　（朝鮮總督府）
◎臺灣農業年報　昭和八年版　（臺灣總督府）
◎滿洲に於ける邦人農業移民の食住衞生　（關東廳）
◎製炭の順序と方法　（北海道廳）
◎東京府方面委員事務取扱要覽　（同府）
◎紐育市場ニ於ケル工藝品ノ取引狀況調査　（大阪府）
◎昭和八年兵庫縣米統計表　（同縣）
◎長崎縣敎育要覽　（同縣）
◎昭和七年度新潟縣木炭檢査成績　（同縣木炭檢査所）
◎昭和八年埼玉縣物產紹介所事業概況　（同所）
◎神社祭式提要　（群馬縣）
◎千葉縣の繭統計　昭和八年　（同縣）
◎度量衡制度の大要　（奈良縣）
◎商業書簡用語集　（愛知縣）

なほ、官廳刊行圖書の全部及びその內容等についての詳細は、當局發賣「官廳刊行圖書目錄」に登載されてゐる。

◆前週の官報に◆

◎港灣資源調査規則中、港灣指定の件中および港灣區域決定の件中改正（內務省令、同告示）　二三日
◎宮內官任用令中改正（皇室令）　二四
◎工業研究獎勵金交付規則（商工省令）　二四
◎入學許可　神宮皇學館、廣島高等師範學校、三重高等農林學校、東京高等學校、東京盲學校（彙報）　二四
◎二月の全國絹織物および人造絹織物産額概況（同）　二四
◎造船造兵監督官令中、司法部內臨時職員設置制中および裁判所職員定員令中改正竝に關東廳救療所官制（勅令）　二五
◎米穀生產調査會設置竝に同委員、幹事任命および囑託（彙報）　二五
◎入學許可　奈良女子高等師範學校、廣島、濱松兩高等工業學校、中央氣象臺附屬測候技術官養成所（同）　二六
◎三月中の外國貿易概表（同）　二六
◎四月十五日現在預金部狀況（同）　二六
◎賞勳局に臨時職員增置の件中、海軍艦政本部等に臨時職員設置の件中および關東州裁判令中改正、樺太廳拓殖學校官制竝に南洋廳郵便局官制中改正その他（勅令）　二八
◎朝鮮農地令（制令）　二八
◎入學許可　北海道帝國大學豫科、實科、專門部（彙報）　二八